

# 『第3次 やお防犯計画』

～安全で安心して生活することのできる地域社会の実現～



令和3(2021)年3月

八尾市



## はじめに

市では、市民の願いである『安全で安心して生活することのできる地域社会の実現』をめざし、平成15（2003）年1月に八尾市地域安全条例を施行するとともに、平成17（2005）年10月には「やお安全安心憲章」を制定しました。また、平成23（2011）年3月に「やお防犯計画」、平成28（2016）年3月には「第2次やお防犯計画」を策定し、防犯の取り組みを計画的に進めてきました。

街頭犯罪の認知件数については、平成27（2015）年に2,075件であったのが、令和元（2019）年には1,050件に減少しました。また、ひったくりの発生件数は、平成27（2015）年の30件が令和元（2019）年には7件まで減少するなど、「第2次やお防犯計画」に基づくハード・ソフト両面における防犯に配慮した環境づくりの効果が現れているものと考えられます。

「地域防犯活動の推進」、「防犯に配慮した環境づくりの推進」では、八尾市地域安全・安心のまちづくり基金の活用による地域団体の活動支援や大阪府の支援による地域安全センターの設置、また、警察や大阪経済法科大学の学生防犯隊<sup>※</sup>と連携した青色回転灯付パトロール車による巡回活動、防犯灯整備の促進や防犯カメラの設置などを推進してきました。

「犯罪における弱者への防犯対策」では、子どもの安全見守り隊の活動促進や、学校園での防犯教室・防犯訓練など、子どもを対象とした取り組みを進める一方で、特殊詐欺被害防止のための啓発や地域での防犯講演会など、高齢者や女性などに対する防犯対策についても継続して取り組みを進めてきました。

警察力の強化による検挙率の向上については、警察が中心となって取り組んでいます。犯罪の抑止に向けては、引き続き市の果たす役割が大きいものと考えています。

そして、地域においては「こども110番の家」への協力、また、地域内での見守り活動など自主的な取り組みを積極的に進めています。さらに、事業者による地域ボランティア団体との連携や「こども110番の店」への協力なども合わせ、犯罪者が犯行をあきらめるような「スキのないまちづくり」に繋がる取り組みが進みつつあります。

市は、ハード面での取り組みを推進するとともに、地域の安全と安心の確保のために、市民や地域が行政や警察、各種事業者などと協力しながら行っている自主防犯活動といったソフト面での取り組みを継続して行うことが肝要ととらえています。

市民が自主的に取り組む防犯活動を支援することは、地域コミュニティの連携をはぐくむこととなり、地域のきずなを深めることに繋がります。引き続き、地域、関係団体、警察、大阪府などとの連携を強化しながら、ハードとソフトの両面において「犯罪の起こりにくいまちづくり」を推進していきます。

※大阪経済法科大学学生防犯隊：平成26（2014）年12月に結成された、防犯活動を主に行うボランティア団体で、八尾市の防犯の取り組みに多数参加している。また、令和2（2020）年9月には、大阪経済法科大学と八尾市との間で学生防犯隊の活動の支援に関する覚書を締結している。

## — 目次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 計画の期間	1
第2章 大阪府および八尾市における犯罪発生現状	2
1. 刑法犯認知件数の推移	2
2. 大阪重点犯罪認知件数の推移	8
3. 街頭犯罪認知件数の推移	12
4. 子どもの被害発生状況（声かけ行為など）	14
5. 特殊詐欺の発生状況	16
第3章 市民の防犯意識－市民アンケート調査－	18
1. アンケート調査概要	18
2. アンケート調査結果	20
第4章 安全で安心なまちづくりにおける課題	28
第5章 計画の基本目標と考え方	30
1. 防犯計画の考え方	30
2. 数値目標の設定	31
3. 重点施策	32
4. 計画推進にあたっての視点 ～ 犯罪の起こりにくいまちづくり ～	34
第6章 安全で安心なまちづくりに向けての具体的な取り組み	35
1. 市の取り組み	35
2. 市民等の取り組み	43
3. 事業者の取り組み	45
第7章 計画の推進体制	46
資料編	49

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化に伴う家族の形態の変化や都市化の進行などにより、地域の連帯感が希薄になる傾向があります。こうした社会情勢の変化と市民の防犯意識の問題などあいまって、犯罪が起きやすい環境が形成されつつあります。

市では、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的として、市、市民、事業者が果たすべき役割などを明らかにするとともに安全意識の高揚と地域安全の推進に関して基本となる事項を定めた八尾市地域安全条例を平成15（2003）年に施行しましたが、市が毎年実施している市民意識調査では、“力を入れてほしい”と考える分野について、平成24（2012）年以降、一貫して「安全安心のまちづくり」がトップになっているなど、市民の安全・安心に対する期待は、依然として高いものとなっています。

令和元（2019）年の全国の刑法犯認知件数は、前年に引き続いて戦後最少を更新し、総数に占める割合の大きい街頭犯罪（道路上や駐車（輪）場など、主に屋外で発生する犯罪）や侵入犯罪は、平成15（2003）年以降一貫して減少しています。その一方で、特殊詐欺は、前年比では減少したものの依然として高い水準にあり、また、犯行手口の多様化・巧妙化や、電話で資産状況を聞き出したうえで犯行に及ぶ手口の強盗被害が発生するなど厳しい状況が続いています。

これらの犯罪から市民の生活・生命と財産を守るためには、警察や市、防犯関係団体などが連携を強化し、安心して暮らしやすい、治安の良いまちをつくることが必要とされています。また、犯罪を未然に防止するためには、家庭、職場、学校、地域社会などの理解と協力のもと、普段から犯罪防止について心がけるよう防犯意識の啓発を図り、市民とともに地域に根ざした幅広い防犯活動を展開していくことが重要となっています。

こうした状況を受け、「安全で安心して生活することができる地域社会の実現」をめざして、「第3次 やお防犯計画」を策定するものです。

## 2. 計画の対象

この計画では、街頭犯罪をはじめ、子どもや女性を狙った性犯罪など府民が著しく不安を感じる犯罪として大阪府警察が指定している大阪重点犯罪など、子ども、女性、高齢者、障がい者などの社会的弱者が普段の生活において被害者になりうる身近な犯罪を対象とします。

## 3. 計画の期間

この計画は、八尾市第6次総合計画前期基本計画の期間に合わせ、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間を計画期間とします。なお、計画期間中においても社会情勢などの変化を踏まえ、必要な場合には計画内容の見直しを行います。

## 第2章 大阪府および八尾市における犯罪発生現状

### 1. 刑法犯認知件数の推移

#### (1) 大阪府の刑法犯認知件数などの推移

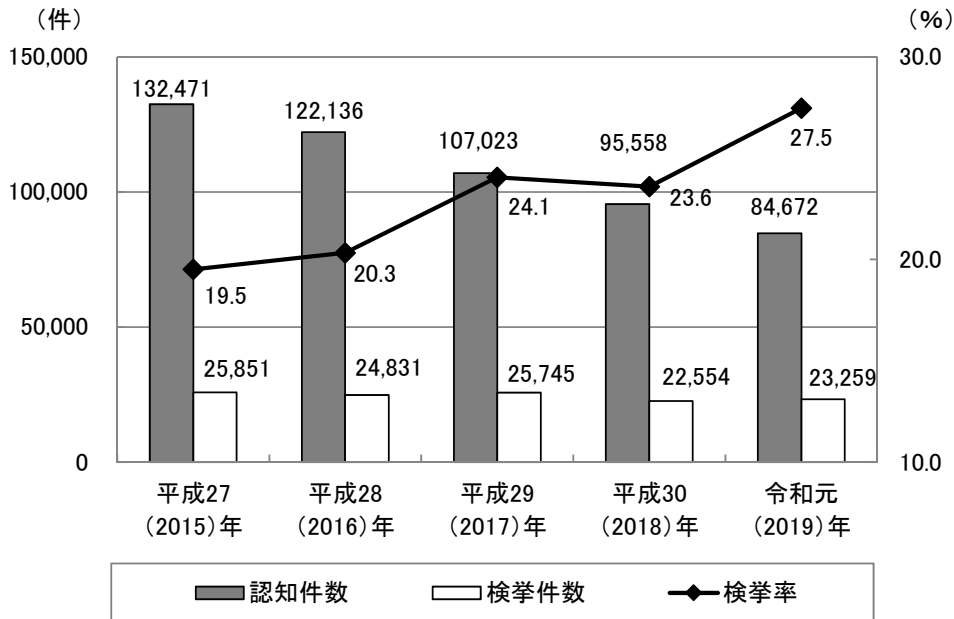
大阪府の刑法犯\*の犯罪認知件数\*をみると、令和元（2019）年は84,672件で、平成27（2015）年の132,471件と比べると7割以下に減少しています。検挙率は上昇傾向にあり、令和元（2019）年には27.5%となっています。

ただし、全国的にみると大阪府の犯罪発生状況は、依然として高い水準にあります。

- ※刑法犯：【凶悪犯】殺人、強盗、放火、強制性交等  
【粗暴犯】暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合  
【窃盗犯】窃盗  
【知能犯】詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等に関する法律」に規定する罪  
【風俗犯】賭博、わいせつ  
【その他】公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊など前記に掲げるもの以外の刑法犯

※犯罪認知件数：警察など捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

大阪府の刑法犯認知件数などの推移



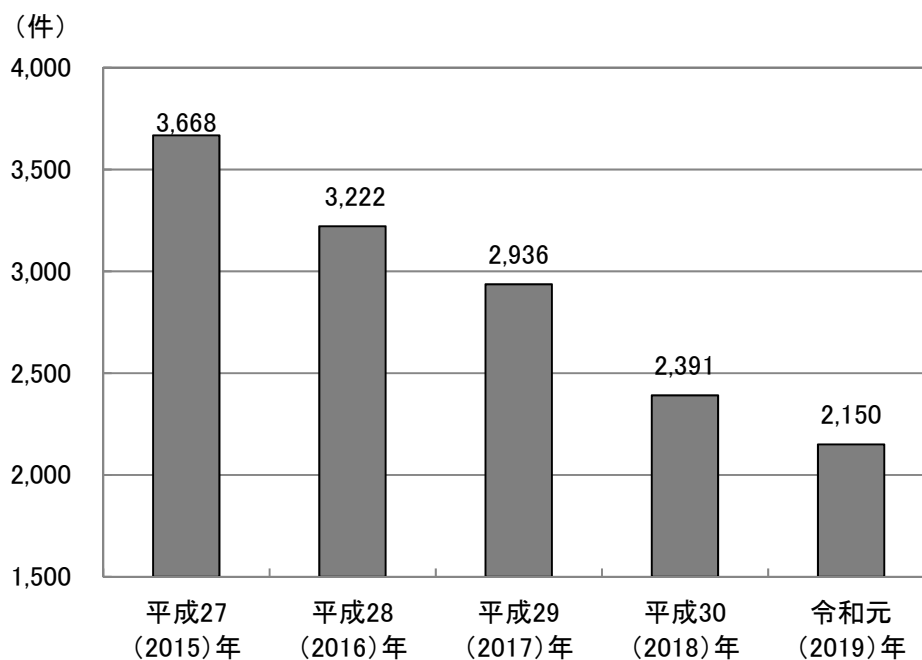
※国外発生・発生地不明を含む  
資料：大阪府警察ホームページ

## (2) 八尾市の刑法犯認知件数の推移

八尾市の刑法犯認知件数をみると、平成 27 (2015) 年以降減少し続けています。令和元 (2019) 年には 2,150 件となっており、平成 27 (2015) 年の 3,668 件と比べると 6 割以下に減少しています。

また、令和元 (2019) 年の大阪府内市町村別の刑法犯認知件数をみると、八尾市は 43 市町村中でワースト 5 位となっています。

八尾市の刑法犯認知件数の推移



資料：大阪府警察ホームページ

### (3) 大阪府内市町村の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）

令和元（2019）年の大阪府内市町村別の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）をみると、八尾市は 805 件と、43 市町村中ワースト 12 位となっています。大阪府平均の 957 件より低くなっていますが、全国平均の 587 件は大きく上回っています。

令和元（2019）年 大阪府内市町村別人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）

	市町村名	刑法犯認知件数 (件)	人口10万人当たりの 刑法犯認知件数(犯罪率)
1	大阪市	41,349	1,523
2	門真市	1,330	1,084
3	泉佐野市	1,044	1,037
4	東大阪市	4,742	967
5	大東市	1,156	957
6	岸和田市	1,826	935
7	守口市	1,228	856
8	松原市	1,025	852
9	泉大津市	634	847
10	摂津市	702	818
11	泉南市	507	815
12	八尾市	2,150	805
13	堺市	6,691	799
14	貝塚市	675	776
15	高石市	438	757
	大阪府	84,672	957
	全国	748,559	587

※大阪府の刑法犯件数には国外発生・発生地不明を含む  
資料：大阪府警察ホームページ、警察庁犯罪統計、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（平成 31（2019）年 1 月 1 日）

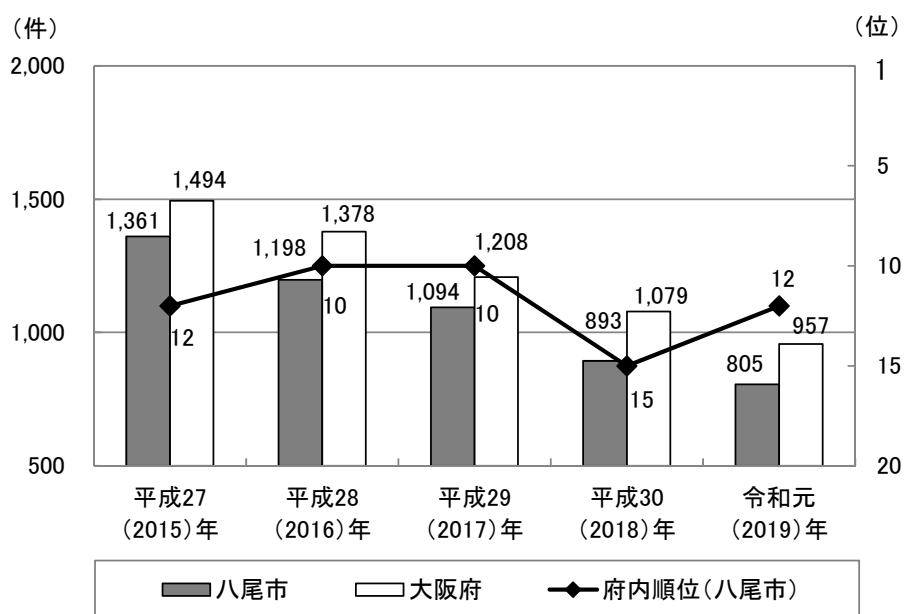


#### (4) 大阪府と八尾市の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）の推移

人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）の推移をみると、八尾市は平成 27（2015）年には 1,361 件でしたが、その後減少し続けています。大阪府と比較すると、令和元（2019）年には 152 件少なくなっていますが、前年よりもその差が小さくなっています。

府内市町村での犯罪率の順位をみると、平成 28（2016）年、平成 29（2017）年は府内でワースト 10 位と平成 27（2015）年以降最も高くなりました。平成 30（2018）年には 15 位と下がりましたが、令和元（2019）年は 12 位と再び順位が上がっています。

大阪府と八尾市の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）などの推移

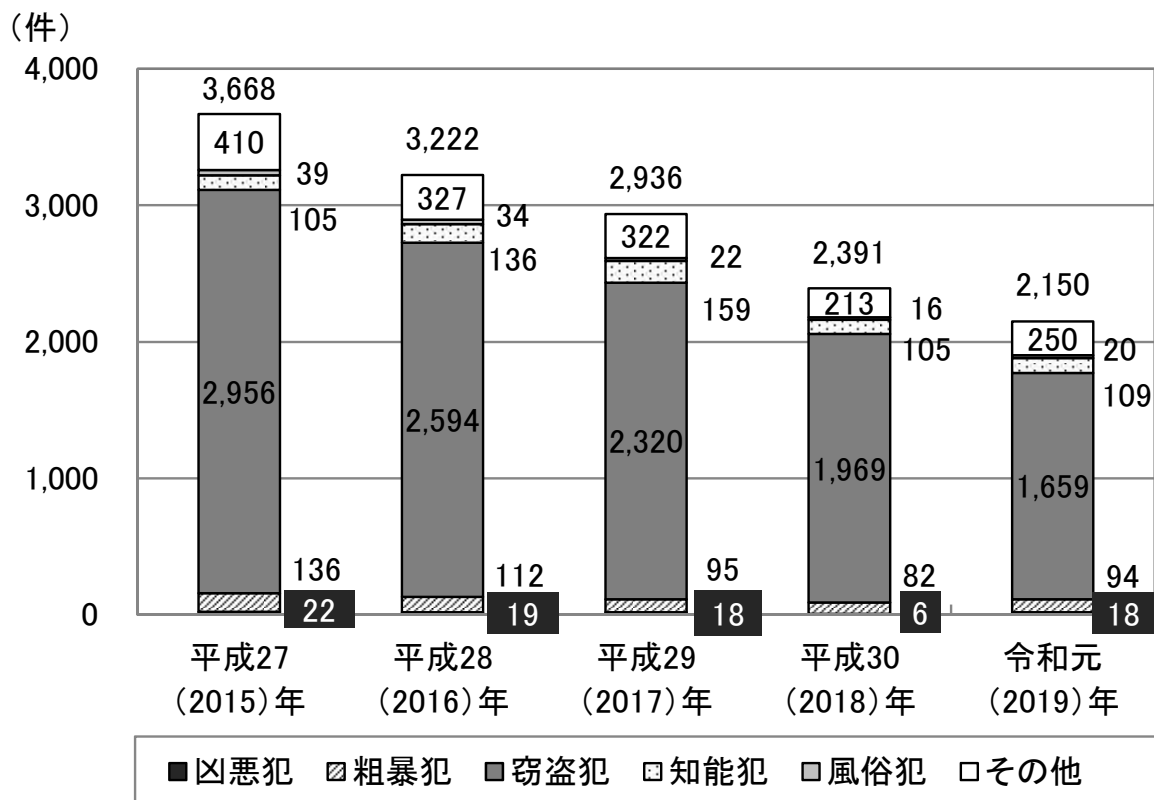


資料：大阪府警察ホームページ、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年 1 月 1 日）

### (5) 八尾市の罪種別認知状況の推移

刑法犯認知件数の罪種別認知状況を見ると、各年とも窃盗犯の認知件数の占める割合が最も高くなっています。窃盗犯は平成27(2015)年の2,956件(80.6%)から年々減少し、令和元(2019)年には1,659件(77.2%)となっています。

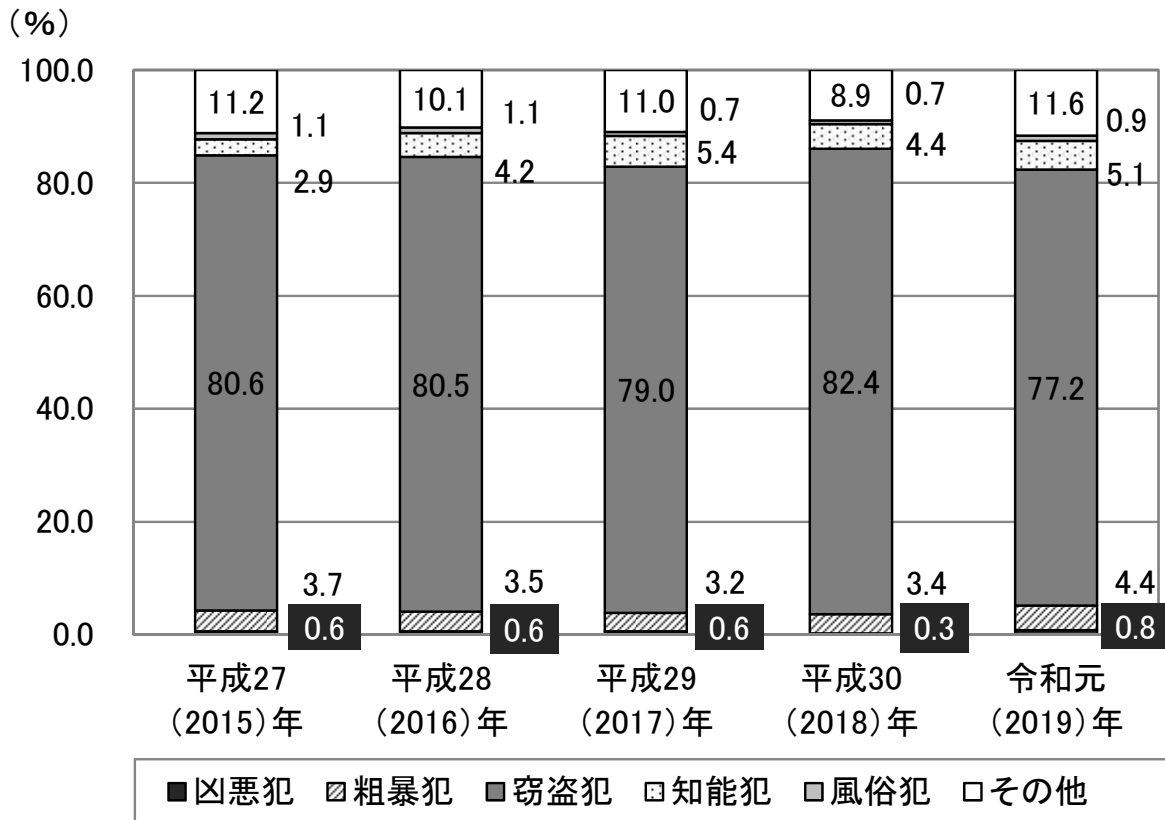
八尾市の罪種別認知状況の推移 (件数)



単位(件)	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和元(2019)年	2,150	18	94	1,659	109	20	250

資料：大阪府警察ホームページ

八尾市の罪種別認知状況の推移（割合）



資料：大阪府警察ホームページ

## 2. 大阪重点犯罪認知件数の推移

大阪重点犯罪※とは、生活するうえで住民が強く不安を感じるため、大阪府警察において特に取り締まりを強化している犯罪をいいます。私たちの身近で発生する大阪重点犯罪は、体感治安※に大きく影響します。

※大阪重点犯罪：

【強制性交等】暴行や脅迫を用いて性交などをするもの

【強制わいせつ】暴行や脅迫を用いてわいせつな行為をするもの

【公然わいせつ】公の場でわいせつな行為をするもの

【痴漢】著しく羞恥させ、または不安を覚えさせるような方法で、公共の場で人の身体に触れるもの

【特殊詐欺】現金やキャッシュカードを搾取する、またはATMを操作させて犯人の口座に送金させるもの

【自動車盗】自動車（自動二輪車を除く。）を盗み取るもの

【車上ねらい】自動車などの積荷や車内の金品を盗むもの

【部品ねらい】自動車などに取り付けてある部品、付属品を盗むもの

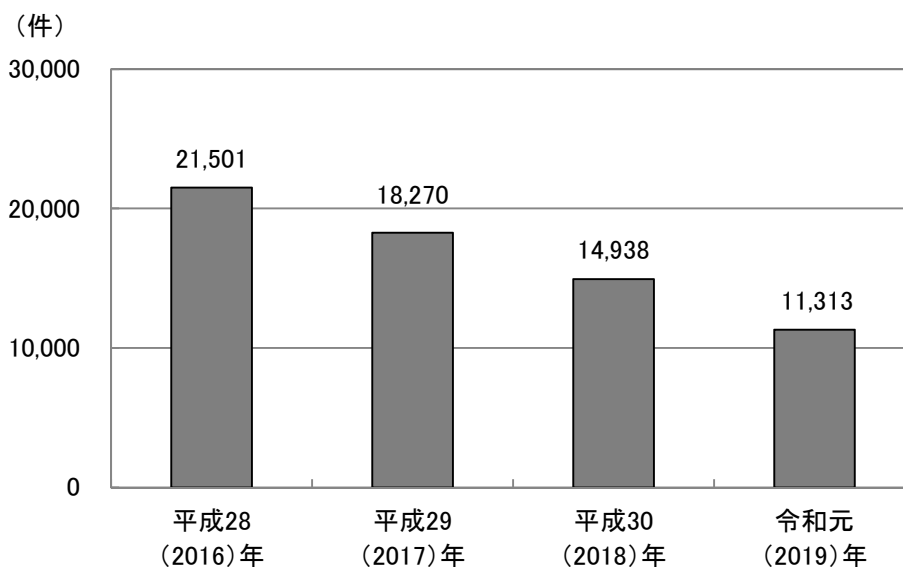
大阪重点犯罪のうち、「強制性交等」「強制わいせつ」「痴漢」は市町村別認知件数が公表されていないため、この計画ではこれらの犯罪を除いた件数を集計している。また、令和元（2019）年までは「ひったくり」と「路上強盗」が含まれていたが、令和2（2020）年から除外されたため、この計画では令和元（2019）年以前も「ひったくり」と「路上強盗」を除いている。

※体感治安：自分や自分の周囲の人たちが犯罪にあう危険性を感じる度合い

### （1）大阪府の大阪重点犯罪認知件数の推移

大阪府の大阪重点犯罪の認知件数をみると、平成28（2016）年には21,501件でしたが、年々減少し、令和元（2019）年には約半数の11,313件となっています。

大阪府の大阪重点犯罪認知件数の推移



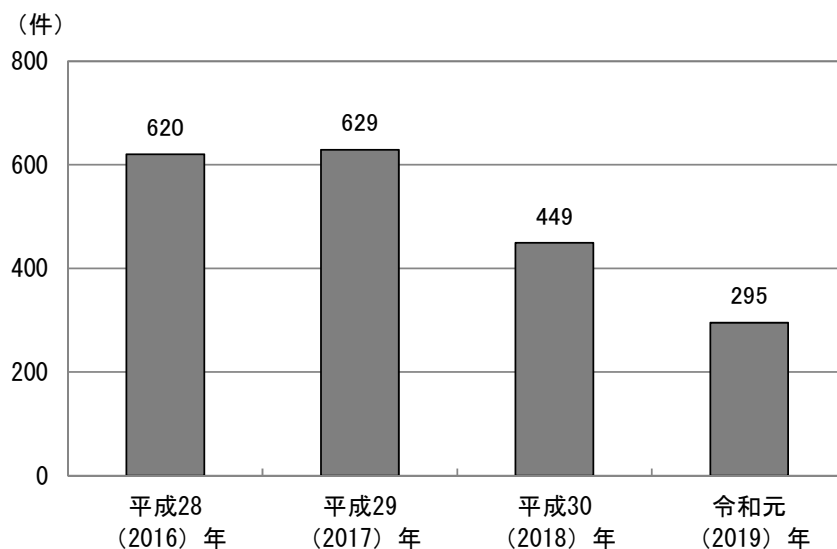
※国外発生・発生地不明を含む  
資料：大阪府警察ホームページ

## (2) 八尾市の大阪重点犯罪認知件数の推移

八尾市の大阪重点犯罪の認知件数をみると、平成29(2017)年に629件とピークに達しましたが、その後大きく減少し、令和元(2019)年には295件となっています。

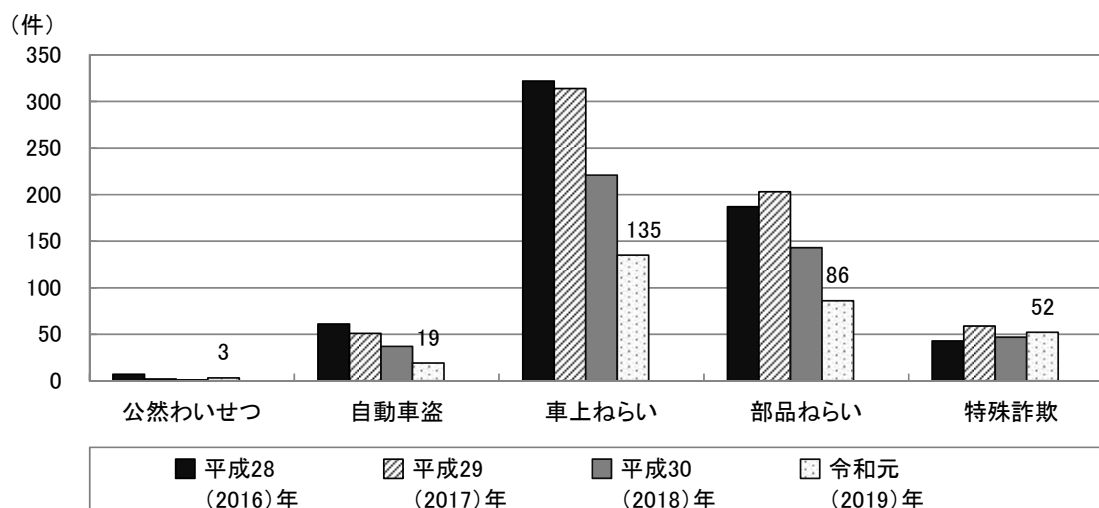
罪種別にみると、自動車盗、車上ねらい、部品ねらいについては、令和元(2019)年には前年より減少していますが、公然わいせつと特殊詐欺については前年よりもわずかに増加しています。

八尾市の大阪重点犯罪認知件数の推移



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」

八尾市の大阪重点犯罪認知件数の推移(罪種別)



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」

### (3) 大阪府内市町村の人口 10 万人当たりの大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）

令和元（2019）年の人口 10 万人当たりの大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）をみると、八尾市は 111 件で大阪府平均の 128 件より低くなっています。43 市町村中ではワースト 17 位となっています。

令和元（2019）年 大阪府内市町村別人口 10 万人当たりの大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）

	市町村名	大阪重点犯罪 認知件数 (件)	人口 10 万人当たりの 大阪重点犯罪認知件数 (犯罪率)
1	泉佐野市	248	246
2	泉大津市	138	184
3	大阪市	4,809	177
4	松原市	203	169
5	門真市	202	165
6	岸和田市	318	163
7	貝塚市	125	144
8	堺市	1,133	135
9	忠岡町	23	134
10	泉南市	82	132
11	高石市	74	128
12	和泉市	235	126
13	摂津市	106	123
14	東大阪市	597	122
15	熊取町・田尻町・岬町	81	118
16	守口市	169	118
17	八尾市	295	111
18	池田市	110	106
19	寝屋川市	241	103
20	大東市	122	101
	大阪府	11,312	128

※大阪府の合計件数については国外発生・発生地不明を含む

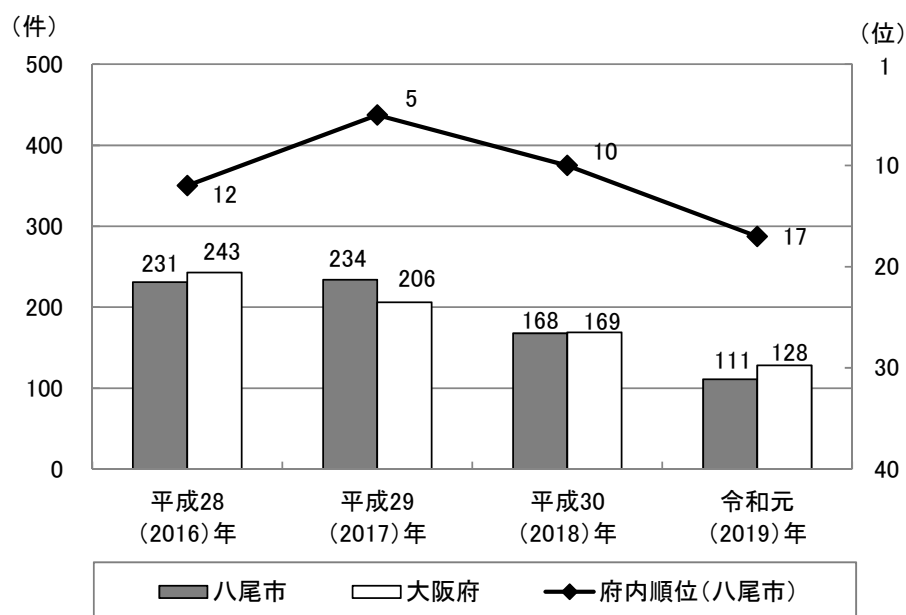
資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（平成 31（2019）年 1 月 1 日）

#### (4) 大阪府と八尾市の人口 10 万人当たりの大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）の推移

人口 10 万人当たりの大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）の推移をみると、八尾市は平成 29（2017）年に 234 件とピークに達し、大阪府平均を上回りましたが、その後は減少に転じ、平成 30（2018）年以降は大阪府平均より低くなっています。

府内市町村での順位をみると、平成 29（2017）年は府内でワースト 5 位となりましたが、その他の年は 10 位台で推移しています。

大阪府と八尾市の人口 10 万人当たりの大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）などの推移



資料:大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年1月1日)

### 3. 街頭犯罪認知件数の推移

街頭犯罪\*とは、路上や駐車場など、市民にとって身近な屋外で発生する犯罪をいいます。大阪重点犯罪と同じく、私たちの身近で発生する街頭犯罪は体感治安に大きく影響します。

※街頭犯罪：

- 【ひったくり】道路、公園、空き地、野原、その他一般に通行することのできる場所で、通行人などが携帯している現金や物品をひったくって盗み取るもの
- 【路上強盗】道路、公園、空き地、野原、その他一般に通行することのできる場所で、通行人などに暴行または脅迫を加えて、現金や物品を無理やり奪い取るもの
- 【オートバイ盗】自動二輪車、原動機付自転車（オートバイ、スクーターなど）を盗み取るもの
- 【車上ねらい】自動車などの積荷や車内の金品を盗むもの
- 【部品ねらい】自動車などに取り付けてある部品、付属品を盗むもの
- 【自動車盗】自動車（自動二輪車を除く。）を盗み取るもの
- 【自転車盗】自転車を盗み取るもの

#### ～街頭犯罪について～

大阪府警察においては、平成 14（2002）年から刑法犯認知件数の総量抑制を目的として、各種対策を推進しており、その結果平成 27（2015）年中の認知件数はピークであった平成 13（2001）年から大幅に減少し、刑法犯でマイナス 59.5%、街頭犯罪 7 手口の合計でマイナス 65.7%となりました。

これを受け、大阪府警察では、平成 28（2016）年より、それまで推進してきた「街頭犯罪抑止総合対策」を終え、これに替わる「地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策」を推進することとなりました。そのうえで、地域住民に大きな不安を与えるという観点から、子どもや女性を狙った性犯罪、ひったくり、路上強盗、車上ねらいなどの自動車関連犯罪を「大阪重点犯罪」として位置づけるとともに、オートバイ盗、自転車盗、特殊詐欺については、地域の犯罪情勢などを踏まえ、八尾警察署において「署指定犯罪」に指定したうえで必要な対策を講じることとされました。

なお、「大阪重点犯罪」については、被害件数・被害額の増加を受けて、平成 29（2017）年に特殊詐欺が追加されたほか、ピーク時に較べて件数が大きく減少したひったくり、路上強盗が令和 2（2020）年に対象から除外されました。また、「署指定犯罪」については、平成 29（2017）年にオートバイ盗と特殊詐欺が除外されましたが、平成 31（2019）年に再度オートバイ盗が対象とされたほか、侵入盗も追加されました。

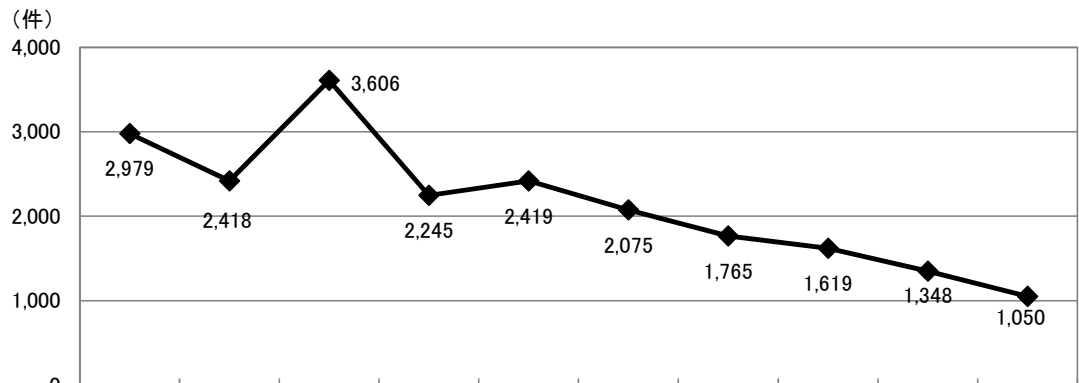
この計画においては、街頭犯罪が市民にとって身近な犯罪であることから、認知件数の推移をみるため、平成 28（2016）年以降についても街頭犯罪 7 手口の認知件数を集計・掲載しています。



八尾市の街頭犯罪認知件数のこの10年間の推移をみると、平成24(2012)年に3,606件となりましたが、翌年には2,245件と大きく減少しました。平成27(2015)年以降は減少が続き、令和元(2019)年には1,050件となっています。

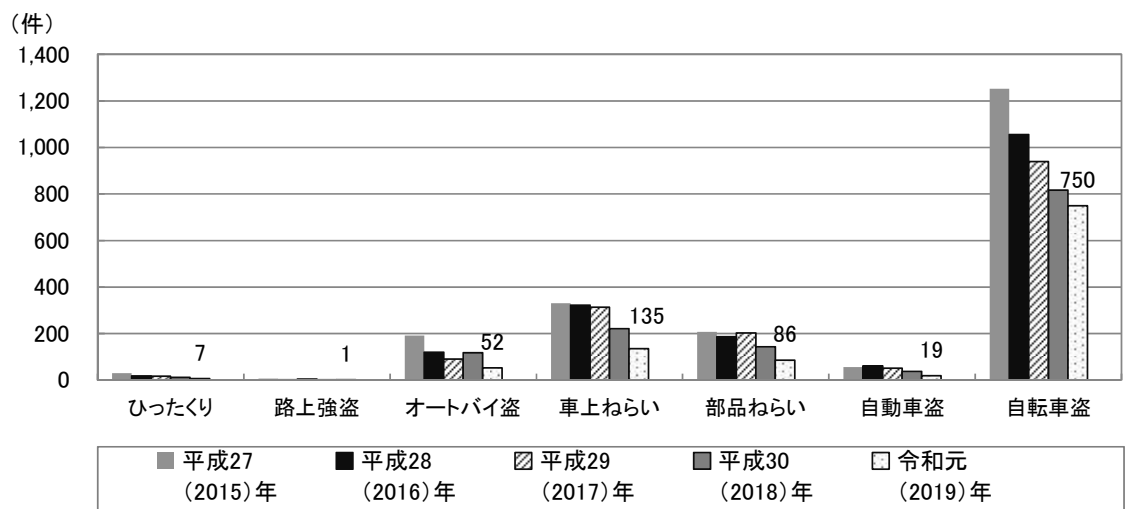
罪種別にみると、各年とも自転車盗が群を抜いて多く、令和元(2019)年で750件となっています。路上強盗を除く全ての罪種において、令和元(2019)年は前年より減少しています。

八尾市の街頭犯罪認知件数の推移



平成22年(2010年) 平成23年(2011年) 平成24年(2012年) 平成25年(2013年) 平成26年(2014年) 平成27年(2015年) 平成28年(2016年) 平成29年(2017年) 平成30年(2018年) 令和元年(2019年)  
資料：大阪府警察ホームページ

八尾市の街頭犯罪認知件数の推移(罪種別)



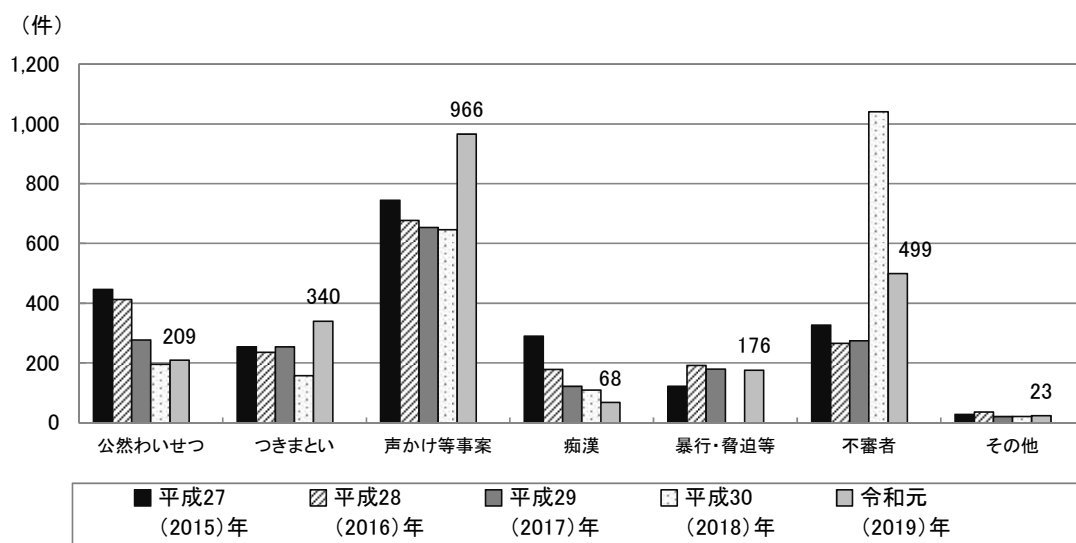
資料：大阪府警察ホームページ

## 4. 子どもの被害発生状況（声かけ行為など）

### （1）大阪府の子どもの被害発生状況

大阪府内の16歳未満の子どもに対する被害発生状況をみると、総数は平成28（2016）年以降減少が続いていましたが、平成30（2018）年に大きく増加に転じ、令和元（2019）年には2,281件と5年間で最も多くなっています。令和元（2019）年の内訳としては、声かけ等事案が966件と最も多く、次いで不審者が499件となっています。

大阪府の子どもの被害発生状況（被害別）



大阪府の子どもの被害発生状況（総数）

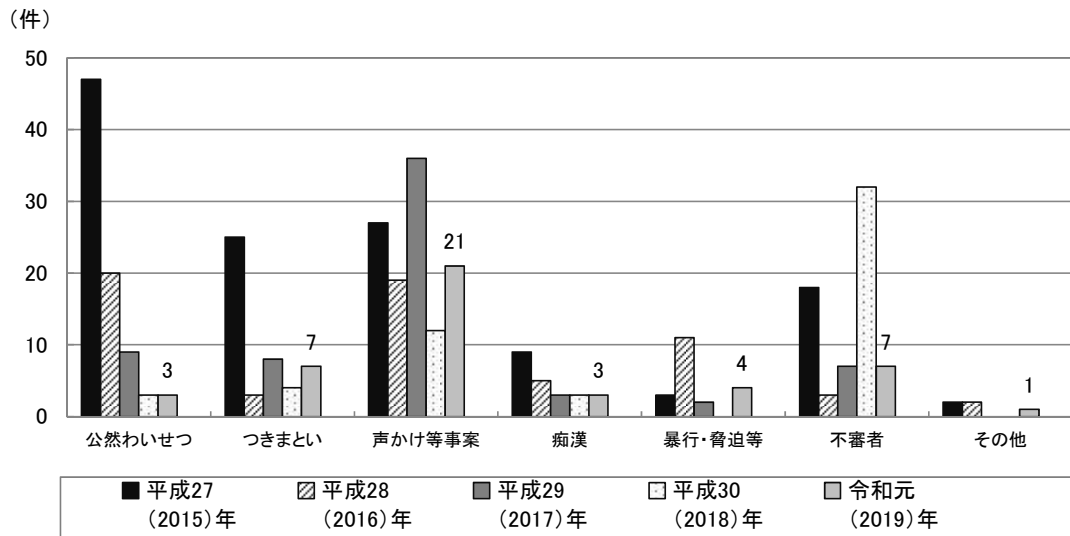
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
総数（件）	2,211	1,998	1,780	2,170	2,281

資料：大阪府警察ホームページ内『安まちアーカイブ』よりデータ抽出

## (2) 八尾市の子どもの被害発生状況

八尾市の被害発生件数は、平成 27（2015）年には 131 件でしたが、翌年には約半数に減少し、令和元（2019）年には 46 件と 5 年間で最も少なくなっています。令和元（2019）年の内訳としては、声かけ等事案が 21 件と最も多く、次いでつきまといと不審者がともに 7 件となっています。

八尾市の子どもの被害発生状況（被害別）



八尾市の子どもの被害発生状況（総数）

	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
総数 (件)	131	63	65	54	46

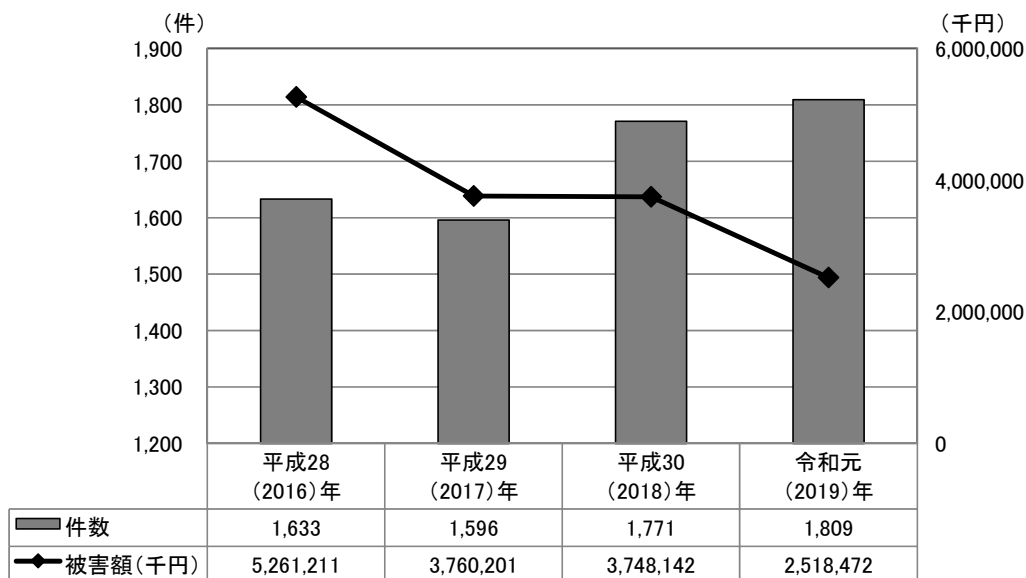
資料：大阪府警察ホームページ内『安まちアーカイブ』よりデータ抽出

## 5. 特殊詐欺の発生状況

### (1) 大阪府の特殊詐欺認知件数と被害額の推移

大阪府の特殊詐欺<sup>※</sup>認知件数の推移をみると、令和元（2019）年は1,809件となっており、被害額は25億1,850万円に上ります。平成28（2015）年の被害額と比較すると半分以下に減少しているものの、件数は増加傾向にあります。

大阪府の特殊詐欺認知件数と被害額の推移



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」

※特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した口座への振込みなどの方法により現金などをだまし取る犯罪の総称

【オレオレ詐欺】親族、警察官、弁護士などを装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金などを名目に金銭などをだまし取るもの

【預貯金詐欺】親族、警察官、銀行協会職員などを装い、被害者の口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカードなどをだまし取るもの

【架空料金請求詐欺】未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭などをだまし取るもの

【融資保証金詐欺】実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた被害者に対し、保証金などの名目で金銭などをだまし取るもの

【還付金詐欺】税金還付などに必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、現金を振り込ませるもの

【金融商品等詐欺】架空または価値の乏しい未公開株、社債などの有価証券、外国通貨、高価な物品などに関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入名目などで金銭などをだまし取るもの

【交際あっせん詐欺】雑誌に「女性紹介」などと掲載したり、同内容のメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介などを求めてきた被害者に対して、会員登録料や保証金などの名目で現金を口座に振り込ませるもの

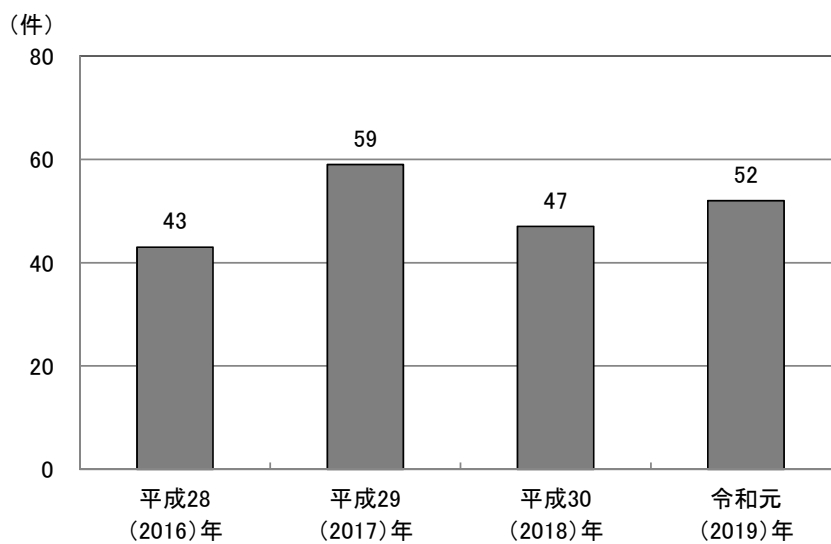
【ギャンブル詐欺】雑誌に「パチンコ打ち子募集」などと記載したり、同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録などを申し込んできた被害者に対して、会員登録料や情報料などの名目で金銭をだまし取るもの

【キャッシュカード詐欺盗】オレオレ詐欺と同様の手口で被害者と接触し、キャッシュカードなどを封筒に入れさせ、隙を見て別の封筒にすり替えるなどし、キャッシュカードを持ち去るもの

## (2) 八尾市の特殊詐欺認知件数の推移

八尾市の特殊詐欺認知件数の推移をみると、平成 28 (2016) 年以降増減を繰り返しています。令和元 (2020) 年は 52 件となっており、前年より 5 件増加しています。

八尾市の特殊詐欺認知件数の推移



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」

## 第3章 市民の防犯意識－市民アンケート調査－

市民や防犯活動をされている方々に対し、身近な犯罪への不安や防犯に関する意識、地域における防犯活動、また、市の安全・安心なまちづくりに関する今後の方向性などについて、どのようなご意見を持っているのかをお聞きし、防犯計画策定の参考とさせていただくため、「今後の防犯対策」についてのアンケート調査を実施しました。

### 1. アンケート調査概要

- 調査対象 : 市民
- 調査期間 : 令和2（2020）年7月～8月
- 調査方法 : 団体を通じて直接または郵送配布・回収
- 回収状況 : 調査対象者数 1,484人  
有効回答数 848通  
有効回答率 57.1%
- 調査項目

項目
Q1 身近で発生する犯罪について、どのように感じていますか。
Q2 あなたは、日常生活において何らかの犯罪被害に遭うのではないかと不安を感じたことがありますか。
Q3 防犯面に不安を感じる場所はどこですか。
Q4 防犯面で安心だと感じる場所はどこですか。
Q5 身近な犯罪を減らしていくために必要なことは何だと思えますか。
Q6 近所付き合いや地域の連帯感についてどのように感じていますか。
Q7 あなたのお住まいの地域での防犯活動についてどのように感じていますか。
Q8 あなたは防犯活動に参加していますか。
Q9 地域の防犯活動に参加しようと思った理由は何ですか。
Q10 防犯活動に参加して良かったことはなんですか。
Q11 防犯活動に参加して問題に感じることはありますか。
Q12 地域の防犯力を向上するために、最も重要と感ずることは何ですか。
Q13 今後、安全安心なまちづくりのために必要な行政の役割は何だと思えますか。
Q14 八尾市の防犯の取り組み等、市が発信する情報は次のうちどれから得ていますか。
Q15 八尾市では街頭犯罪が多く発生していますが、あなたは、八尾市で犯罪が多い原因は何だと思えますか。

● 調査にご協力いただいた団体など

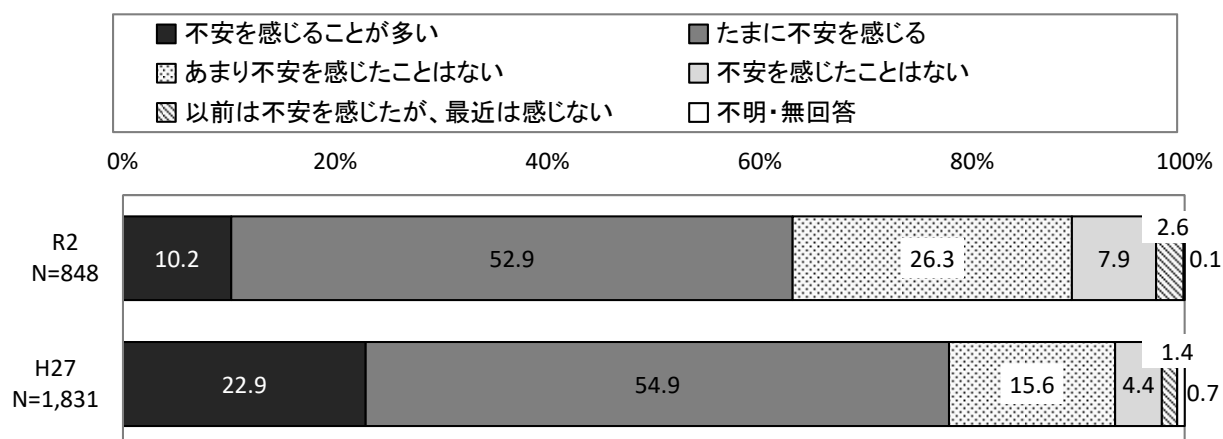
調査対象団体など
八尾市自治振興委員会
八尾市女性団体連合会
八尾市PTA協議会
八尾市青少年育成連絡協議会
わんわんパトロール隊員
ジョギング&ウォーキングパトロール隊員

## 2. アンケート調査結果

### (1) 5割以上の人が日常生活における犯罪被害への不安を感じている

日常生活において何らかの犯罪被害にあうのではないかと不安を感じたことがあるかについてみると、『不安を感じたことがある』（「不安を感じることが多い」「たまに不安を感じる」の合計）は、令和2（2020）年では63.1%となっています。平成27（2015）年より減少していますが、依然半数以上の人不安を感じている状況です。

#### ■ 日常生活における犯罪への不安





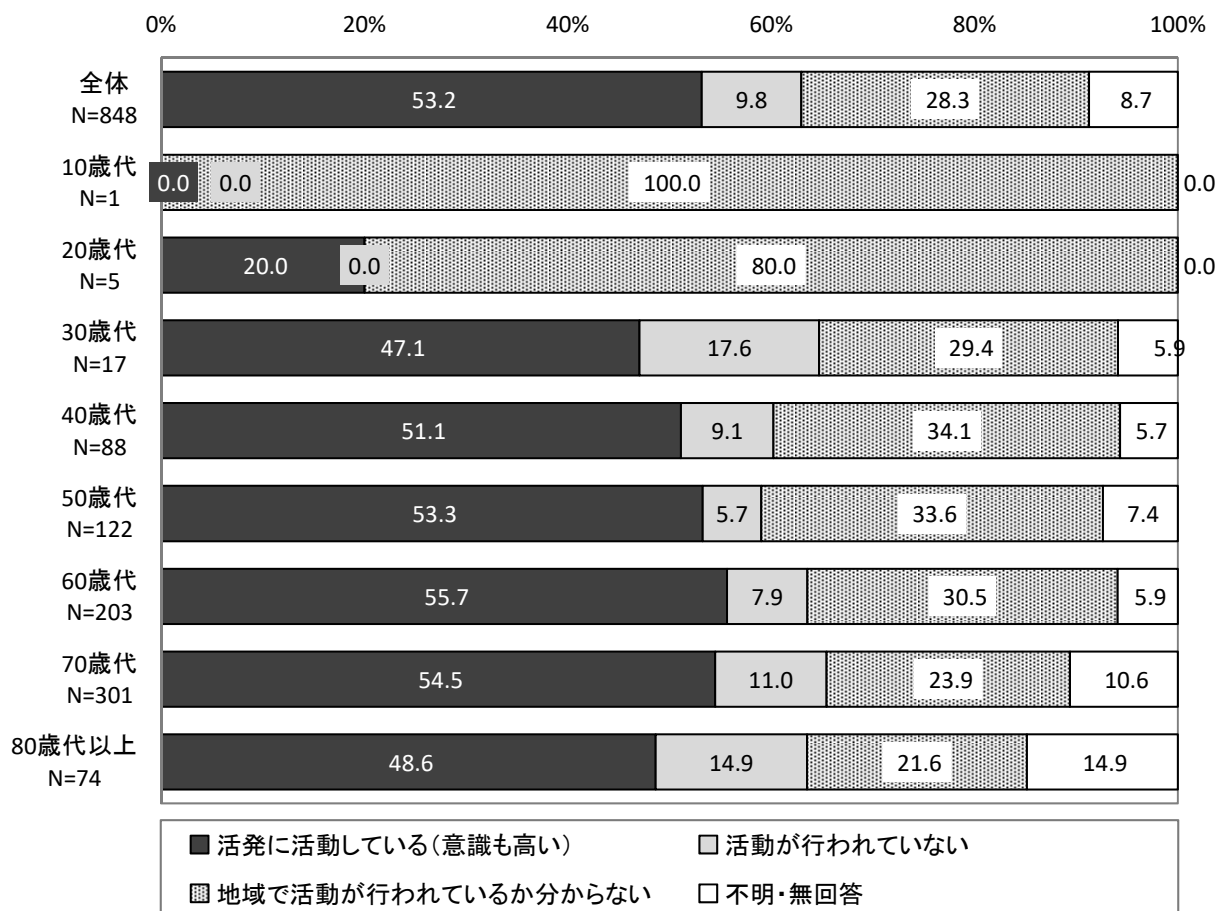
## (2) 地域の防犯活動が活発と感じる人が5割を占めるも、3割の人が地域の防犯活動を認知していない

住んでいる地域での防犯活動についてどのように感じているかについてみると、全体では「活発に活動している」の割合が53.2%となっていますが、その一方で「地域で活動が行われているか分からない」の割合は28.3%となっており、認知度は依然低い状況です。

年齢別にみると、「地域で活動が行われているか分からない」の割合は40歳代で最も高く※、34.1%となっています。

※回答数が少ない10歳代、20歳代を除く

### ■住んでいる地域での防犯活動についてどのように感じているか

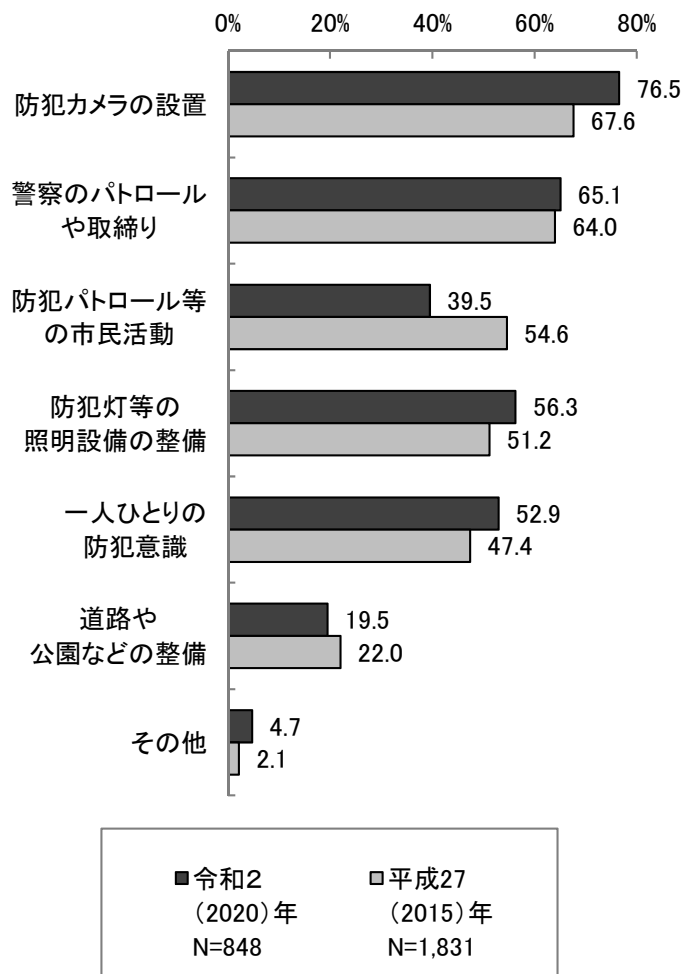


### (3) 犯罪を減らすために、防犯設備と一人ひとりの防犯意識が重要と考える人が増加

身近な犯罪を減らすために必要なことについてみると、令和2(2020)年は平成27(2015)年に比べて、「防犯カメラの設置」の割合が10ポイント近く高くなっています。そのほか、「防犯灯等の照明設備の整備」「一人ひとりの防犯意識」はそれぞれ約5ポイント高くなっています。

一方、「防犯パトロール等の市民活動」は15ポイント減少しており、市民の考え方に変化が生じていることが分かります。

#### ■ 身近な犯罪を減らすために必要なこと



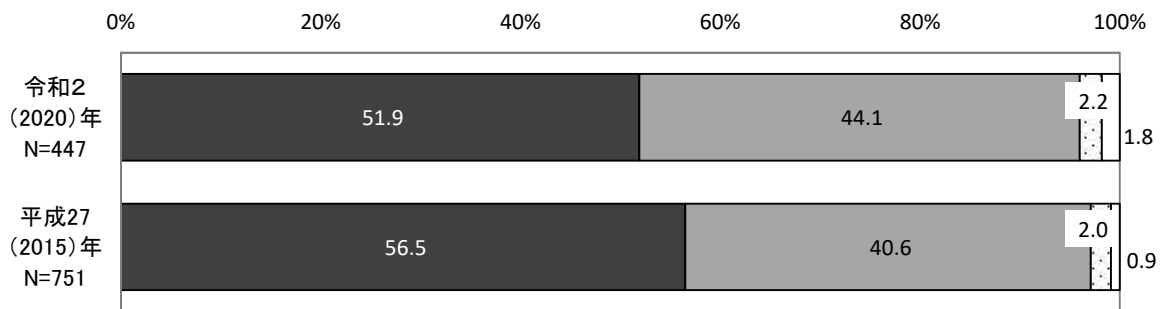
※「不明・無回答」を除く

#### (4) 地域の防犯活動が活発であると感じている人は、地域のまとまりを感じやすい

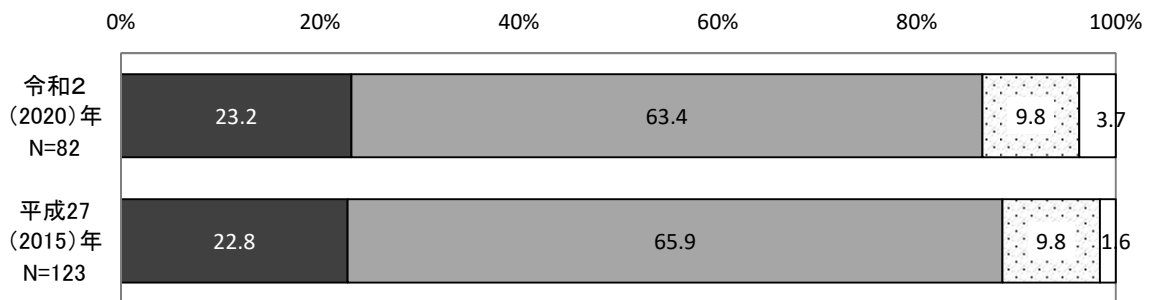
近所付き合いや地域の連帯感について、地域の防犯活動の状況別にみると、『活発に活動している（意識も高い）』と感じている人の半数以上が「地域はまとまっている（良好）」と感じています。一方、『活動が行われていない』『地域で活動が行われているか分からない』と感じている人では、「地域はまとまっている（良好）」と感じる人は2割前後にとどまっており、大きな差がみられます。

#### ■近所付き合いや地域の連帯感（地域の防犯活動の状況別）

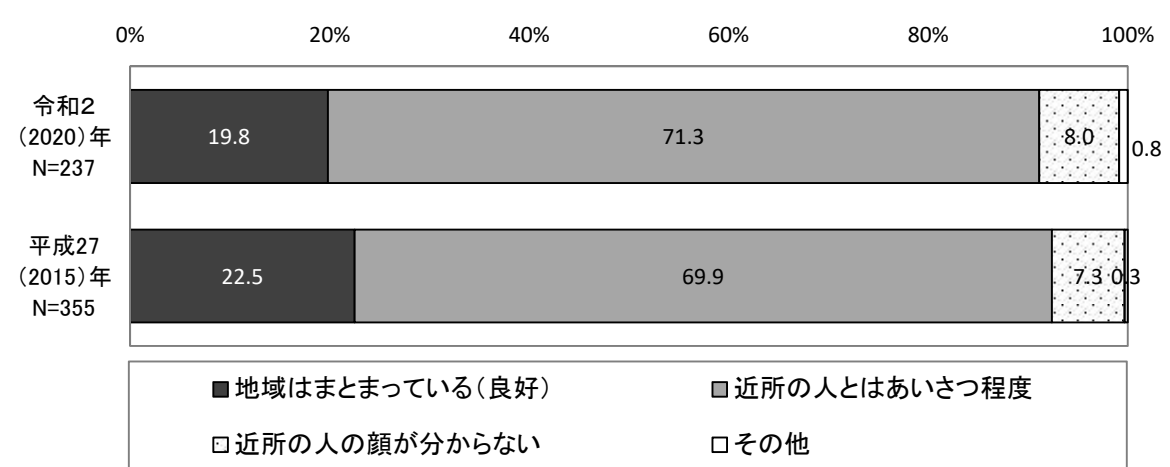
地域の防犯活動について「活発に活動している（意識も高い）」と感じている人



地域の防犯活動について「活動が行われていない」と感じている人



地域の防犯活動について「地域で活動が行われているか分からない」と感じている人

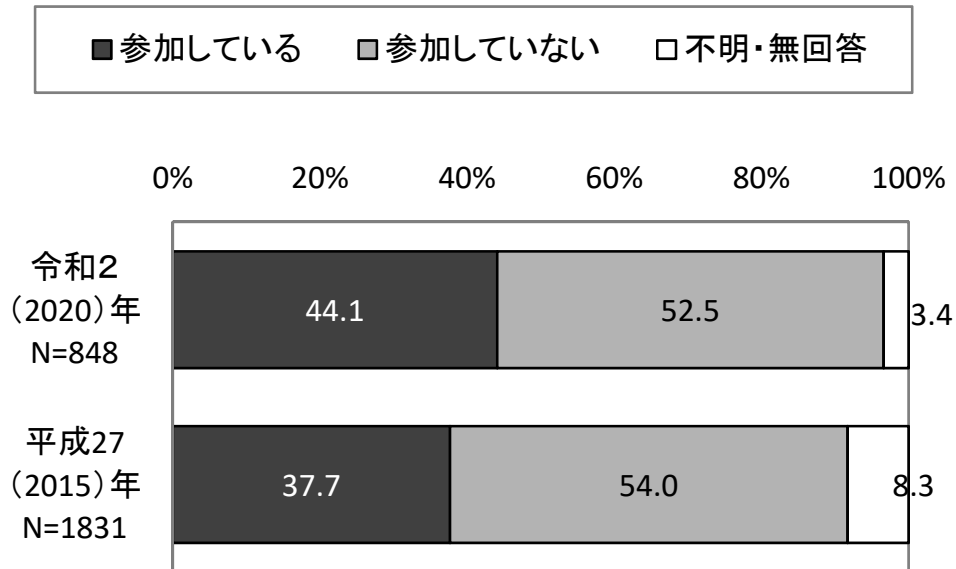


※「不明・無回答」を除く  
 ※平成27(2015)年度は【市民】のみの集計

### (5) 防犯活動への参加は市民は増加

防犯活動への参加状況について、平成 27 (2015) 年と比較すると、「参加している」の割合は 6.4 ポイント高くなっています。

#### ■防犯活動への参加状況

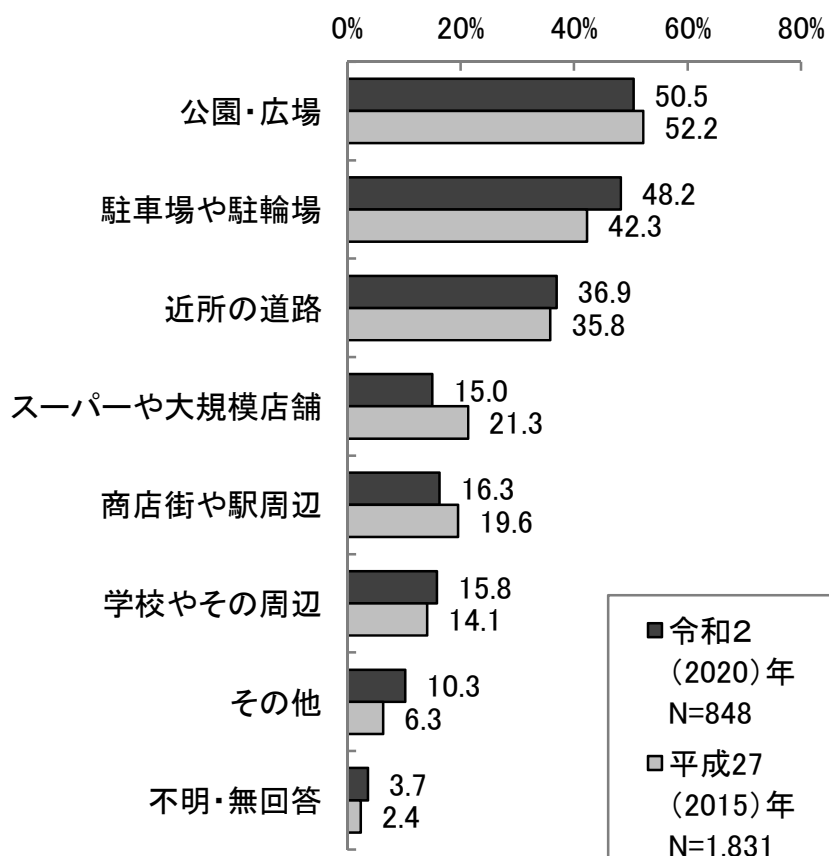


## (6) 「駐車場や駐輪場」で防犯面に不安を感じる人が増加

防犯面に不安を感じる場所についてみると、令和2（2020）年は「公園・広場」が最も高く、次いで「駐車場や駐輪場」となっています。

平成27（2015）年との比較をみると、「駐車場や駐輪場」「近所の道路」「学校やその周辺」は増加しています。一方、「公園・広場」「商店街や駅周辺」「スーパーや大規模店舗」は減少がみられ、特に「スーパーや大規模店舗」は6.3ポイント減少しています。

### ■防犯面に不安を感じる場所



### (7) 「スーパーや大規模店舗」は防犯面で安心だと感じる人が多い

防犯面で安心だと感じる場所についてみると、10歳代～70歳代では「スーパーや大規模店舗」の割合が最も高くなっており、各世代で4割以上を占めています。80歳代以上では「学校やその周辺」が最も高くなっていきます。

#### ■防犯面で安心だと感じる場所

上段:件数 下段:%	合計	公園・広場	学校や その周辺	商店街や駅 周辺	スーパー や大規模 店舗	駐車場や駐 輪場	その他	不明・ 無回答
全 体	848 100.0	76 9.0	218 25.7	246 29.0	355 41.9	28 3.3	104 12.3	128 15.1
10歳代	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
20歳代	5 100.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0
30歳代	17 100.0	1 5.9	1 5.9	5 29.4	8 47.1	0 0.0	4 23.5	1 5.9
40歳代	88 100.0	4 4.5	21 23.9	14 15.9	37 42.0	1 1.1	16 18.2	18 20.5
50歳代	122 100.0	8 6.6	22 18.0	36 29.5	58 47.5	1 0.8	13 10.7	20 16.4
60歳代	203 100.0	14 6.9	54 26.6	65 32.0	88 43.3	8 3.9	26 12.8	31 15.3
70歳代	301 100.0	31 10.3	82 27.2	94 31.2	129 42.9	12 4.0	30 10.0	40 13.3
80歳代以上	74 100.0	14 18.9	27 36.5	16 21.6	23 31.1	5 6.8	11 14.9	11 14.9
不明・無回答	37 100.0	4 10.8	11 29.7	15 40.5	7 18.9	1 2.7	3 8.1	7 18.9

### (8) 八尾市で犯罪が多い原因として「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」と考える人が多い

八尾市で犯罪が多い原因についてみると、「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」の割合が最も高く、平成27(2015)年より順位も割合も高くなっています。

また、二番目に高いのは「街の中に暗がりや見通しの悪い場所などの死角が多いから」、三番目に高いのは「一人ひとりの防犯意識が低いから」となっています。

#### ■八尾市で犯罪が多い原因は何だと思うか（上位3位）

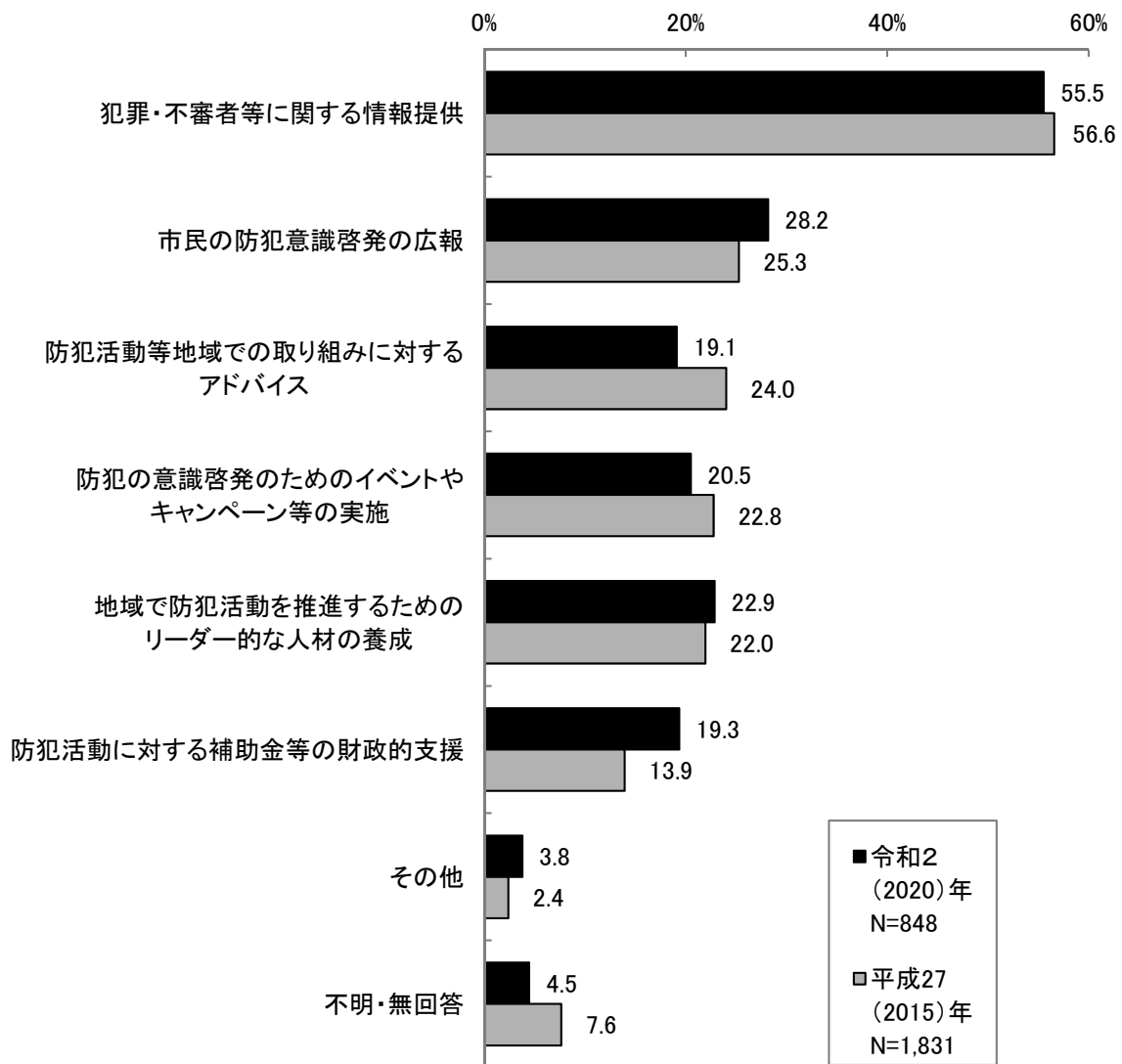
順位	八尾市で犯罪が多い原因 全体(N=847)	前回順位
第1位	地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから (44.3%)	3位 (36.3%)
第2位	街の中に暗がりや見通しの悪い場所などの死角が多いから (43.6%)	1位 (46.3%)
第3位	一人ひとりの防犯意識が低いから (37.2%)	2位 (36.6%)

(9) 安全・安心なまちづくりのため「犯罪・不審者等に関する情報提供」が求められている

今後、安全・安心なまちづくりのために必要だと思う行政の役割についてみると、令和2（2020）年は「犯罪・不審者等に関する情報提供」が55.5%で、平成27（2015）年と同じく最も高くなっています。次いで「市民の防犯意識啓発の広報」が28.2%となっています。

平成27（2015）年と比較すると、「防犯活動に対する補助金等の財政的支援」で5.4ポイント、「市民の防犯意識啓発の広報」で2.9ポイント増加しています。一方、「防犯活動等地域での取り組みに対するアドバイス」では4.9ポイント減少しています。

■安全・安心なまちづくりのために必要だと思う行政の役割



## 第4章 安全で安心なまちづくりにおける課題

犯罪に対して強いまちをつくるためには、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力の強化および犯罪者を近づけない環境づくりが必要であるといわれています。

これまでの八尾市における犯罪発生状況および地域防犯の取り組みや令和2（2020）年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくにあたっての課題を次のとおり整理します。

### 【課題1 地域の防犯力とつながりの強化】

アンケート調査結果からみえてくる特徴のひとつとして、地域のつながりの希薄化を感じる人の増加が挙げられます。防犯対策と地域コミュニティ機能は密接な関係にあり、つながりの希薄化が犯罪への不安感を増幅していると考えられます。地域のつながりを強化し、コミュニティとしての機能を取り戻すための取り組みが必要です。

また、八尾市ではさまざまな防犯活動が展開されていますが、未だ認知度は低い状況です。活動の認知度を高め、より多くの人々が防犯活動や地域活動に意識を向けるようになるための取り組みが必要です。

### 【課題2 市民の防犯意識の一層の高揚】

身近な犯罪を減らすために、一人ひとりが防犯への意識を持つことが重要だと感じる人が増加しており、防犯意識の啓発へのニーズも高まっています。安全・安心なまちづくりへとつなげるため、一人ひとりの意識に働きかけ、「自分の身は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という意識の啓発を強化する必要があります。

### 【課題3 犯罪をなくすための環境の整備】

地域の防犯対策として、防犯カメラや防犯灯といった設備へのニーズが高まっています。街中での犯罪は、主として警察や市民による防犯活動の隙や、人通りの少ない場所や夜間などの死角において発生していると考えられます。

一方で、近年八尾市では町会（自治会）の加入率が低下し続けており、防犯灯を設置・維持管理することが人的、財政的に困難となっている地域が散見され、行政の役割として、市民が犯罪に怯えることなく安心して暮らせるよう、防犯に係る設備の充実や環境の整備に努める必要があります。

### 【課題4 社会的弱者の安全】

子どもや女性を狙った不審者の情報や、特殊詐欺による被害が後を絶ちません。高齢者や女性、子どもなどの社会的弱者が犯罪に巻き込まれない安全な社会づくりのためには、家庭内でのコミュニケーションや安全に対する教育、地域における見守りや犯罪を起させない体制づくりおよび市や警察による防犯教室などの実施が必要です。



## 【課題5 重点的防犯対策】

八尾市の街頭犯罪認知件数を押し上げている主な要因は自転車盗で、件数は年々減少しているものの、街頭犯罪総数の約7割を占めている状況です。また自転車は、盗難だけでなく交通事故の大きな要因にもなっており、「自転車は軽車両である」ということや、人身事故を起こした場合には大きな賠償責任が生じてしまうことなどについても市民に認識の輪を広げていき、事故と盗難の防止の相乗効果を図るなど、自転車盗や自転車による交通事故の防止を含む事件事故への効果的な対策を実施する必要があります。

また、全体の犯罪認知件数が減少しているなかで、特殊詐欺の認知件数が増加していることも看過できない状況であり、発生状況の「見える化」を進めるなど、市民に分かりやすい情報提供や、手口と対策を知って被害を防ぐための効果的な啓発を実施する必要があります。

## 第5章 計画の基本目標と考え方

### 1. 防犯計画の考え方

市では、令和3（2021）年度からスタートする第6次総合計画において、前期基本計画のまちづくりの目標の一つとして「もしもの時への備えがあるまち」を位置づけ、「施策17：防災・防犯・緊急事態対応力の向上」中において、めざす暮らしの姿の実現に向け、施策を推進するにあたっての基本方針として、犯罪被害の発生を減らすために、警察や地域と連携した効果の高い啓発活動や、地域・事業所・学校などと連携した防犯活動に取り組むよう定めています。

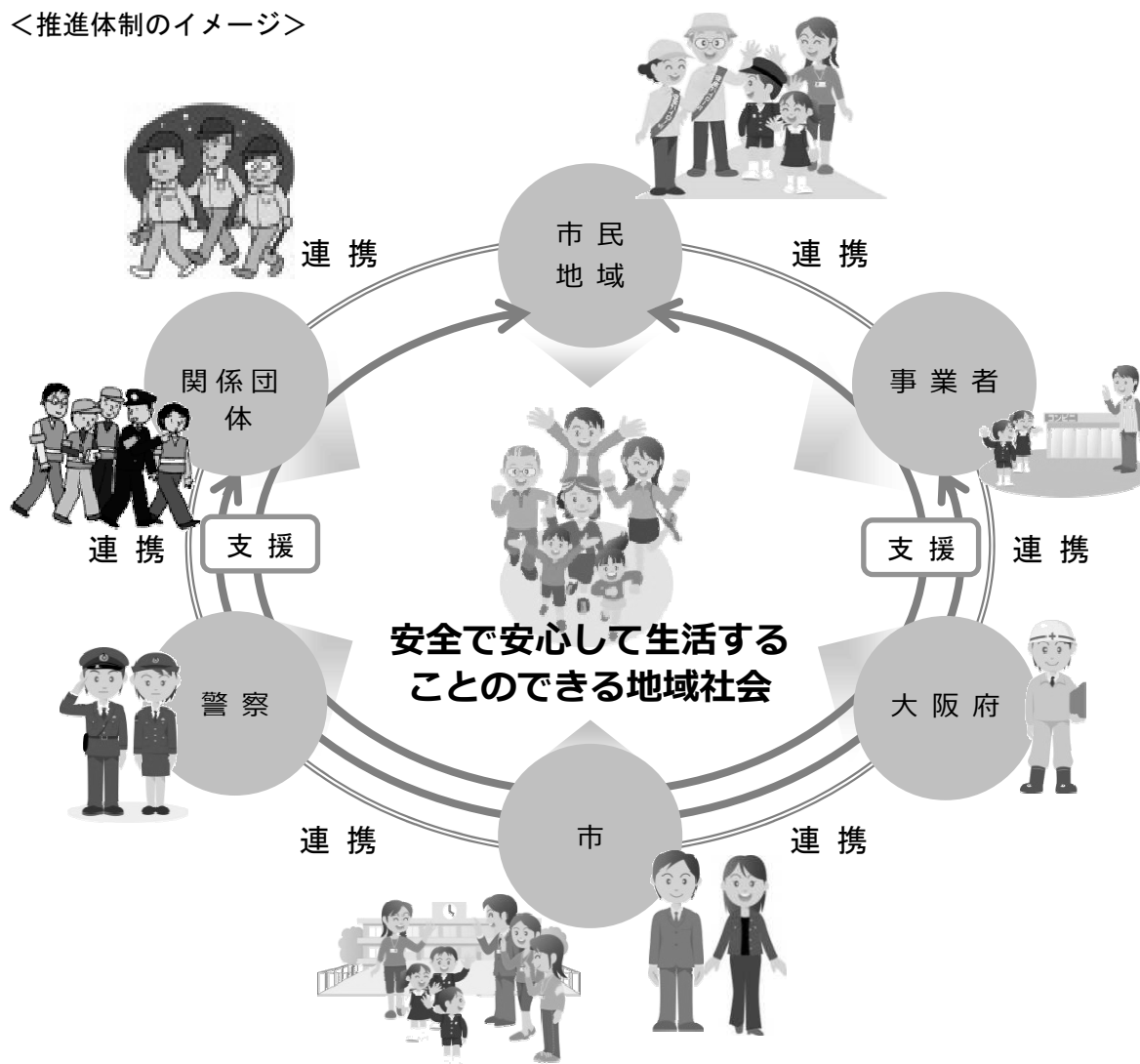
犯罪を未然に防ぎ、防犯力の高いまちをつくるには、市と警察が積極的な役割を果たし、「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」といった市民の防犯意識を高め、犯罪を起こさせないための環境づくりを、市、警察、地域、事業者、関係機関、関係団体が連携して進めるとともに、特に、子どもや女性、高齢者など社会的弱者の安全確保に努めることが重要です。

これらを踏まえ、計画の推進にあたっては、八尾市地域安全条例に基づき、「安全で安心して生活することのできる地域社会の実現」を図ることを目標とし、4つの重点施策を掲げて、防犯計画の取り組みを進めます。

#### 基本目標

**「安全で安心して生活することのできる地域社会の実現」**

<推進体制のイメージ>



## 2. 数値目標の設定

市内における大阪重点犯罪認知件数を令和6（2024）年に約17%（50件）減少させることを、計画期間における目標とします。

数値目標		
	現状値 (令和元(2019)年)	目標値 (令和6(2024)年)
大阪重点犯罪認知件数	295件	245件

※令和2(2020)年現在で大阪重点犯罪に指定されている犯罪のうち、大阪府警察が市町村別認知件数を公表しているもの(公然わいせつ、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、特殊詐欺)を対象

### 3. 重点施策

#### (1) 地域防犯活動の促進

安全で安心して生活することのできる地域社会の実現には、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって防犯活動に取り組むことが必要です。

地域防犯活動はその多くが町会（自治会）を通じて行われていることから、町会（自治会）との連携が重要となります。また、近年町会（自治会）の加入率が低下していることから、関係団体と協力しながら、町会（自治会）加入促進の取り組みが必要となります。

アンケート結果をみると、八尾市で犯罪が多い原因として「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」を挙げた人が増えており、また、年代が若くなるほど地域で防犯活動が行われているか分からない人の割合が高くなっています。地域の防犯活動が活発であると感じている人は地域のまとまりを感じやすい傾向にあることも明らかになっており、若い世代に対してその活動を周知し、参加を促す取り組みを進めていくことが喫緊の課題です。

これらのことから、中学生や高校生、大学生などの若者から高齢者に至るまでの各世代を通じ「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、自主的な防犯活動が継続的、効果的に行われるよう、八尾防犯協議会に参画している各種団体の活動を支援するとともに、地域と連携した取り組みを行うことにより、犯罪の抑止を図ります。

#### (2) 防犯に配慮した環境づくりの推進

安全で安心して生活することのできる地域社会の実現には、個人や地域による防犯活動とともに、犯罪が発生しにくい環境を整備することが重要です。

アンケート結果をみると、商店街や駅周辺、スーパーや大規模店舗などで不安を感じる人は減少しており、防犯灯や防犯カメラの設置などの取り組みが、一定の効果を示していると考えられます。

また、令和2（2020）年度に、市で管理する防犯カメラが1,000台に達したことから、これらの維持管理と更新を順次行う中で、警察や地域と協力し、犯罪の発生状況やまちづくりの進捗状況に応じて必要な箇所への設置を検討します。

併せて、防犯灯の設置・維持管理が困難となっている地域が生じていることから、市と地域の役割分担の見直しを含め、町会（自治会）の負担軽減について検討を行うなど、市民の身近な生活環境における防犯性を高めることで、犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組みます。

#### (3) 犯罪被害にあわないための防犯対策

八尾市における令和元（2019）年の16歳未満の子どもを狙った犯罪による被害は45件、振り込め詐欺は警察に被害届があったものだけで42件発生し、被害総額は6千万円を超えています。特に、子どもや女性、高齢者などを狙った犯罪が増加傾向にあることから、学校・地域・警察などと連携して防犯活動を展開し、安全確保に取り組みます。

また、犯罪の被害者は、生命、身体、財産、権利・自由を侵害されるなどの直接的な被害を受けるだけでなく、経済的困難や精神的苦痛など長期間にわたる被害に苦しめられることも少なくないことから、大阪府においては認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターな

どによる被害状況に応じた相談、付き添いなどの支援を実施しており、制度の積極的な活用や支援体制の周知に関する具体的な方策について検討するとともに、市としての犯罪被害者やその遺族・家族に対する支援のあり方について、検討を進めます。

さらに、児童虐待をはじめ、配偶者・高齢者・障がい者に対する虐待は、外部からの発見が困難で、潜在化しやすいことから、市民や地域の気づきと行動が重要です。そのため、積極的な啓発などにより社会全体の虐待に対する関心を高め、地域がSOSを把握した際に、関係機関に素早く繋げる環境の整備に取り組みます。

#### (4) 防犯意識を高める広報啓発活動

市民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」という意識、防犯に対する関心を持ち、みずからが防犯対策を行うことで、身近な場所で起きる犯罪を防ぐことに繋がります。

アンケート結果をみると、安全・安心なまちづくりのために必要だと思う行政の役割として「市民の防犯意識啓発の広報」を挙げた人が増えており、防犯意識の啓発へのニーズは高まっています。

特に、八尾市の街頭犯罪認知件数の約7割を占める自転車盗を引き続き重点課題として取り上げ、施錠の徹底・二重ロックの推進・駐輪マナー向上と自転車による交通事故の防止についての意識の相乗効果を図るための効果的な広報啓発活動を進めるとともに、認知件数が増加傾向にある特殊詐欺についても、警察や関係団体と連携し、「電話で、すぐに、お金の話」は要注意といった市民に分かりやすい広報・啓発に取り組みます。

今後も、市内で発生した犯罪被害の状況や防犯に関する情報について、障がいの特性や高齢者の状況などにも配慮しながら発信を行い、積極的な広報・啓発活動を実施することで市民の防犯意識や規範意識を高め、犯罪被害の減少を図ります。

## 4. 計画推進にあたっての視点 ～ 犯罪の起こりにくいまちづくり ～

管理の行き届かない乱雑で魅力が低い地域は、犯罪者に「人々の関心が払われない場所」「犯罪や秩序違反が許容される場所」という印象を与えます。

「ささいな秩序の乱れであっても、放置することで深刻な犯罪や地域の荒廃に繋がる」という考え方は、管理水準の低い建物の窓が徐々に割られていく様に例えて「割れ窓理論」と呼ばれます。また、犯罪機会論によると、犯罪抑止の3要素として、

- (1) 犯罪者を押し返す抵抗性 →設備やリスクマインド（危険に対する敏感さ）の向上
- (2) 犯罪者が近づきにくい領域性 →フェンス・門扉による区画の確保やパトロール・防犯看板の設置などによる犯罪者の排除
- (3) 犯罪者の行動を把握する監視性 →防犯カメラや防犯灯の設置、地域活動への参加による自主防犯活動による抑止

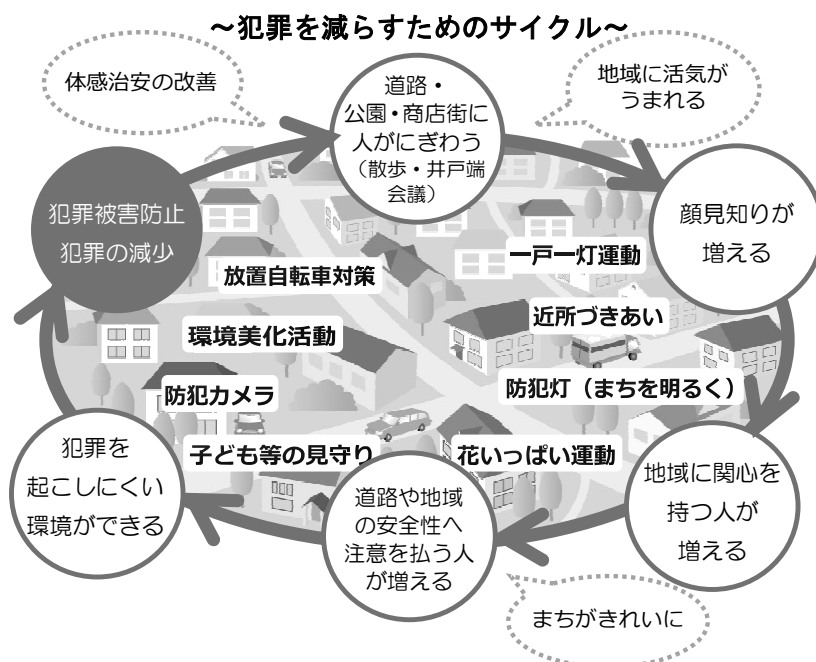
があり、これらの要素を高める取り組みが重要です。

会えばあいさつをし、声をかけ合う、といった何気ない「近所づきあい」が根付いた地域では、自然と知らない者がいればすぐに分かる、という自主防犯活動の仕組みが形成されています。また、住民が環境美化をはじめとする様々な地域活動に取り組むことで、近所同士のつながりや連帯感が生まれ、地域への関心や責任感がはぐくまれます。こうした「近所づきあい」や「わがまち意識」が根付いた地域には、犯罪者が入り込みづらいとされています。

さらに、青少年の参加による地域活動が活発な地域では、青少年の規範意識が高く、青少年による犯罪や非行が少ないことも知られています。

このように、日頃の近所づきあいや住民による様々な地域活動は、犯罪が発生しにくい状況をつくるだけでなく、参加者である住民自身の内面に働きかけることが期待できるといえます。

八尾市では、地域・事業者・関係団体・警察・市などがそれぞれの立場で、あるいは連携・協力をしながら、これまでから様々な取り組みを行っており、下図に示す「犯罪を減らすためのサイクル」のような好循環が生まれてきています。今後も直接的な防犯活動だけでなく、日常的なご近所との関係づくりや環境美化など、地域コミュニティ活動とも連携し、一体となって「犯罪の起こりにくいまちづくり」を推進していきます。



## 第6章 安全で安心なまちづくりに向けての具体的な取り組み

### 1. 市の取り組み

八尾市地域安全条例では、第2条第1項において、市の責務として「地域安全の推進を図るため、広報、啓発、環境整備及び計画策定等の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

市は、様々な安全・安心に関する事業を展開するとともに、地域、警察、事業者、関係機関、関係団体と連携し、必要な施策の推進に取り組んでいきます。

また、「やお安全安心憲章」を、より多くの市民に周知するとともに、安全・安心に対する意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

#### (1) 地域防犯活動の推進

##### ① 防犯活動団体への支援と人材育成

防犯活動に取り組む団体などに、パトロール時に活用するベスト、腕章などの必要な物品を貸し出します。

また、学生が地域の防犯活動に参加することによって、地域の防犯活動を活性化するとともに、将来の防犯活動の担い手を育成するため、大阪経済法科大学学生防犯隊の活動を支援します。

さらに、地域の防犯活動が継続して発展するよう大阪府と連携して設置した「地域安全センター※」の活動を促進することにより、校区まちづくり協議会が取り組む防犯活動を支援するとともに、団体相互の交流や連携を図るためのネットワークづくりを促進します。

※地域安全センター：小学校の余裕教室などを地域防犯活動の拠点として、様々な防犯ボランティア団体のネットワーク化を図り、学校、行政、地域が一体となって地域の防犯力を高める取り組み

##### ② 地域での子どもの見守り活動の強化

通学路などにおいて地域やボランティア団体、事業者などが実施する、子どもたちへの「声かけ運動」を警察とともに強化します。

##### ③ 地域町会の連携と町会加入の促進

地域防犯活動を担っている町会（自治会）との連携や町会（自治会）への加入促進について、関係団体と協力しながら取り組みを進めます。

##### ④ 「ながら見まもり」の促進

犬の散歩やジョギング・ウォーキングをしながら見守り活動やパトロールをする「わんわんパトロール隊」「ジョギング&ウォーキングパトロール隊」の隊員を募集し、地域における「ながら見まもり」の普及を促進します。

## (2) 防犯に配慮した環境づくりの推進

防犯環境設計という考え方があります。これは、建物や街路の物理的環境の設計（ハード的手法）により、犯罪を予防することであり、住民や警察、自治体などによる防犯活動（ソフト的手法）と合わせて総合的な防犯環境の形成をめざすものです。欧米では、<sup>セブテッド</sup>CPTEED（Crime Prevention Through Environmental Design：環境設計による犯罪予防）と呼ばれ、1970年代から進められています。

市においても、「(1) 地域防犯活動の推進」および「(4) 防犯意識を高める広報・啓発活動」という防犯活動（ソフト的手法）と併せて建物や街路の物理的環境の設計（ハード的手法）を行うことにより、侵入盗や乗り物盗、車上ねらい、ひったくりなどのいわゆる「機会犯罪<sup>\*</sup>」の防止を推進します。

※機会犯罪：その場の状況、例えば、時間や照明、周囲の人間の有無、見通しの良し悪し、防犯設備の有無など、犯罪企図者（犯罪を起こそうとする者）にとって犯罪の起こしやすい条件がそろったときに行われる犯罪

参考：防犯環境設計の具体的な実施の事例と取り組み例

	被害対象の回避・強化	接近の制御
直接的な手法	犯罪の被害対象になることを回避するため、犯罪誘発要因の除去や対象物の強化を図る。 ●建物の窓や出入口の錠を防犯性能の高いものにする。 ●防犯対策を施した安全な駐車場を選ぶ。	犯罪企図者が被害対象者（物）に近づきにくくする。 ●建物の窓など、侵入口となりそうな場所に足場となるような物を置かない。 ●道路では歩車道を分離し、バイクによるひったくりを防ぐ。
間接的な手法	自然監視性の確保	領域性の強化
	多くの人の目が自然に届く見通しを確保する。 ●道路や公園に防犯灯を設置し、暗がりをなくす。 ●交差点などの角地を隅切りし、見通しをよくする。	領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくる。 ●住宅地や駐車場、公園などの敷地の領域を明確にするため、フェンスや花壇で周りを囲う。 ●落書きやごみをなくすなど、きちんとした施設管理を行う。

### I. ハード面の取り組み

#### ○防犯カメラ・防犯灯の整備

##### ① 防犯カメラの整備

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざす中で、防犯カメラは、街頭犯罪の抑止、子どもや女性の安全確保にとって重要な役割を果たすものであり、防犯カメラの映像が早期の事件解決に繋がるケースが増えています。そこで、校区まちづくり協議会から移管した防犯カメラを順次無線通信式のものに更新していく中で、警察などの協力を得ながら、犯罪発生状況やまちづくりの進捗状況に応じて必要な箇所への設置を検討します。



## ② 地域での防犯灯の整備の促進

地域における犯罪の未然防止と、安全で明るい地域づくりの一環として、町会（自治会）などが取り組む防犯灯の整備を促進します。また、エネルギー効率と耐久性に優れ、温室効果ガス排出削減と維持管理費減少にも繋がるLED防犯灯の普及を図ります。

### ～防犯灯の今後のあり方について～

防犯灯の歴史は、夜の街が、女性や子どもたちが安心して歩けなかった昭和30年代にはじまり、その後、半世紀以上を経過して現在に至っています。

昭和36（1961）年、政府は、闇における犯罪防止、公衆の安全を図る目的で「防犯灯等整備対策要綱」を閣議決定し、その年の暮れから全国的に“明るい街づくり運動”が展開されたことで、防犯灯が盛んに設置されるようになりました。

市においても、昭和56（1981）年より、地域における犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを推進することを目的として防犯灯補助金交付要綱を整備するとともに、地域における防犯灯の設置が進められてきました。

平成3（1991）年には、防犯灯の設置を促進するため、地域の防犯目的を持って設置された防犯灯の電気料金に対する補助も開始しました。

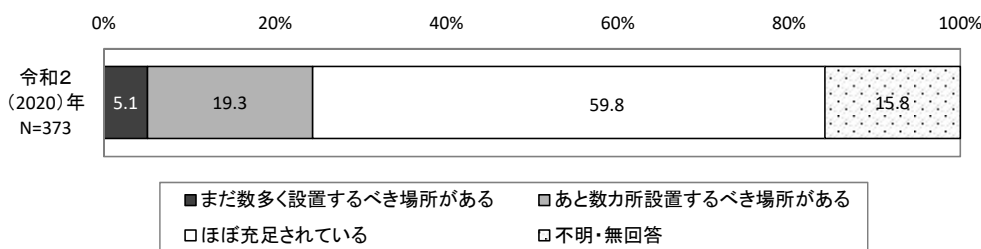
また、平成21（2009）年度からポール設置についての補助を開始するとともに、平成23（2011）年度からは、LED防犯灯が広く普及してきた状況を受けて、蛍光灯32W相当以上のLED防犯灯の新設・取替に補助を開始し、現在に至っています。

市民の安全・安心意識が高まりとともに、まち全体をより明るくしていくという考え方で防犯灯の設置を推進してきた結果、防犯灯の設置は急速に進み、最近10年間では、毎年約200灯が新たに設置され、令和元（2019）年度末現在で約20,000灯に達し、夜間における「安心感」は格段に向上したといえます。令和2（2020）年に実施した自治振興委員（防犯委員）へのアンケート調査結果でも、防犯灯は「あと数箇所設置すべき場所がある」「ほぼ充足されている」をあわせると、9割を超えています。

しかしながら他方では、町会（自治会）の加入率低下などにより防犯灯の設置・維持管理が困難となっている地域が生じています。

このような状況をかんがみ、市民の皆さんが安心感を損なわないことを考慮しながら、「数を増やす」という考え方から、「犯罪防止のために必要なところには設置する」という考え方を基本として、市と地域の役割分担の見直しを含め、町会（自治会）の負担軽減について検討を行うなど、効果的かつ効率的な整備を促進します

■令和2（2020）年度自治振興委員アンケートより「今後、新たに防犯灯を設置する予定の有無」



### ③ 宅地開発に伴う防犯灯整備などの促進

戸建住宅の開発にあたり、開発面積が、0.3ha 以上または戸数が 100 戸以上などの場合に開催される庁内関係各課による開発問題協議会の場において、事業者に対し、町会（自治会）などと協議しながら、積極的に防犯灯設置などを行うよう促すとともに、一戸一灯運動の周知に努めるよう働きかけます。また、小規模の開発の際には、開発業者に対し防犯の取り組みを促します。

## ○道路・公園などの安全確保

### ① 道路の安全点検と安全の確保

安全で快適な道路交通を確保するため、道路照明灯やカーブミラー、フェンスなどを整備するとともに、犯罪抑止の観点から、大阪府と連携し、沿道の樹木を剪定するなど、見通しの良い環境をつくります。

### ② 公園や水路敷などの安全確保

公園の新規整備などにおいて、地域とワークショップなどを開催し、照明の配置、数量を決定します。他の公園においても、地域との協議のうえ、利用者の安全・安心を図るうえで効果が発揮できると判断される場合は照明を設置します。開発帰属公園についても、照明の配置や数量を協議のうえ、設置します。

また、水路敷を活用した散策道を整備する際には、効果的な照明灯の設置を行うとともに、公園や水路敷など、不特定多数が利用する公共的空間の樹木を定期的に剪定し、見通しの良い環境をつくります。

## II. ソフト面の取り組み

### ○環境美化

#### ① 地域での美化活動の促進

清掃活動や路上喫煙マナー啓発活動など、美化推進についての取り組みを、八尾をきれいにする運動推進本部や路上喫煙マナー向上推進員など、地域や事業者との連携により快適で美しいまちづくりをめざします。

#### ② 立て看板・ビラなどの撤去

違法な立て看板・チラシ・ビラなどの撤去（クリーンアップロード作戦）に取り組みます。

#### ③ 花いっぱい運動

地域活動団体に花苗を配布することで身近に花と緑を増やし、潤いのあるまちづくりを進めるとともに、運動を通じて住民同士の交流を図ります。

## ○環境管理

### ① 空家等の適正管理

空家等の適正管理を所有者などに助言・指導することで、犯罪の抑止に繋げていきます。

### ② 遊休農地化の防止

雑草が繁茂するようになると道路からの見通しが悪くなることから、農地バンク制度などを活用し、農地の遊休化の防止に努めます。

### ③ 放置自転車対策

駅周辺において、安全に通行できる空間を確保し、環境美化に努めるため、放置自転車の移動保管活動を行うとともに、啓発活動に取り組みます。

## (3) 犯罪被害にあわないための防犯対策

### I. 子ども・青少年への防犯対策

#### ① 青色回転灯付公用車による巡回活動

校区まちづくり協議会において校区まちづくり交付金を活用した青色防犯パトロール事業が積極的に行われています。この事業に併せて、青色回転灯付の公用車を活用した巡回活動を実施し、各種団体によるパトロールや見守り活動との相乗的な防犯対策に取り組みます。

#### ② スクールガード・リーダーの活動促進

登下校時の子どもたちの安全確保を図るため、警察官OBなどをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回指導やPTAなどで取り組む子どもの安全見守り隊の活動に対する指導や支援を行い、効果的な見守り活動の実施に努めます。

#### ③ 「こども110番」運動の普及

子どもの安全確保のため、地域の協力家庭や事業所が「こども110番の家(店)」の旗を掲げたり、「こども110番」のステッカーを貼った車両が走ったりすることにより子どもたちを犯罪から守る見守り活動の輪を広げます。

#### ④ 通学路などの安全確保

通学路の点検を実施し、スクールゾーン表示の補修や、老朽化した通学路表示ポールの撤去を行うなど、通学する子どもたちの安全確保に努めます。

#### ⑤ 学校、認定子ども園などの防犯管理体制の強化

児童の安全確保を図るため、市立小学校および義務教育学校に安全対策員を配置します。市立認定子ども園においても、安全で安心な保育を実現するため、登降園時に安全

対策推進員を配置します。

また、施設内への不審者侵入などの緊急事態に備え、教職員などによる実践練習や危機管理マニュアルの見直しに取り組むとともに、施設内の植栽を定期的に剪定するなど、安全確保に努めます。

#### ⑥ 児童安全啓発の実施

児童が自らを「価値ある存在」とであると認識するとともに、暴力から逃れる方法など、児童が自分の身を自分で守れるための知識や具体的な技術（スキル）を身につけるためのワークショップなどを実施します。

#### ⑦ 薬物乱用の防止

薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守るため、小・中学校などにおける薬物乱用防止教室やイベントなどで配布するパンフレットなどの提供や、薬物標本・啓発パネルなどの貸出しを行います

## II. 女性・高齢者などへの防犯対策

### ① 特殊詐欺や悪質商法の被害防止

警察や消費者団体など関係機関と連携し、特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、消費者教育講座を実施するなど、被害防止のための啓発を行います。また、警察と連携し、特殊詐欺対策のための自動録音機貸出しのモデル事業を実施します。

### ② 女性に対する犯罪被害防止の啓発

警察と連携し、駅周辺で痴漢防止の啓発ティッシュなどの配布や犯罪被害防止の防犯教室を実施し、犯罪にあわないための啓発を行います。

### ③ 高齢者に対する見守りと相談体制の充実

高齢者が孤立せずいつまでも住みなれた地域で安全で安心して生活できるよう、見守りネットワークや「高齢者あんしんセンター※」を中心とした見守り体制の充実を図ります。また、高齢者が抱く不安（健康、福祉、介護など）に対しては、高齢者あんしんセンターにおいて相談に応じるなど、総合的な支援に努めます。

※高齢者あんしんセンター：高齢者を健康・福祉・介護など、総合的に支えるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、高齢者本人や家族に対する相談や支援を行う機関。八尾市では、市の直営1か所、地域型15か所の計16か所を設置

### ④ 防犯教室の開催と犯罪発生状況などの情報提供

社会的弱者を対象とした防犯教室を警察と連携して実施するとともに、障がい者施設、高齢者施設などに犯罪発生状況などの必要な情報を提供し、被害防止のための啓発を行います。

#### ⑤ 犯罪被害者などの支援策の検討

誰もが犯罪の被害者となる可能性がある中、犯罪被害者やその遺族・家族に対する支援のあり方について、検討を進めます。

#### ⑥ サイバー犯罪※の防止

誰もが日常的にパソコンやスマホを使う時代となり、インターネットやメール、SNSなどを介して高齢者などが詐欺などのトラブルに巻き込まれるケースが急増していることから、ネット詐欺などコンピューターやインターネットを悪用した犯罪の被害にあわないよう、被害防止のための啓発を行います。

※サイバー犯罪：不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、コンピューター・電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する犯罪、ネットワーク利用犯罪の4種類に該当する犯罪

### (4) 防犯意識を高める広報啓発活動

#### ① 自転車盗への対策

自転車には鍵を掛けるように啓発するシールなどを市内スーパーやマンションなどの駐輪場や駅階段に貼り付け、防犯意識の向上を図ります。

また、自転車のワイヤーロックの配布などにより、2重ロックを推奨し、盗難防止を図ります。

#### ② 違法・迷惑駐車への対策

警察・地域などの関係団体と連携し、違法・迷惑駐車防止啓発パトロールを実施します。

#### ③ 防犯グッズの配布

街頭犯罪、性犯罪、特殊詐欺などの犯罪被害を防止するため、各種イベント・キャンペーンにおいて、ひったくり防止カバーや防犯ブザーなどの防犯グッズを配布し、防犯意識の向上を図ります。

#### ④ 公用車や広報媒体を活用した情報提供

関係各課が公用車に子どもや女性、高齢者に対する啓発ステッカーを貼り、職員が市内一円を移動することで、市民に注意を呼びかけ、犯罪抑止に努めるとともに、消費者号や青色回転灯付パトロール車を活用し、犯罪の発生を未然に防ぐための広報活動を行います。

また、防犯に関する情報を収集し、市内で発生した犯罪状況などを「やお市政だより」をはじめとした広報媒体を活用して市民、町会（自治会）、地域団体などに定期的に提供します。

さらに、大阪府警察から配信される「安まちメール※」の利用登録を、学校・認定こ

も園・保育所（園）を通じて保護者に促すとともに、ポスター掲示やチラシ配布などにより市民に広く周知します。

※安まちメール：ひったくりや、路上強盗、子どもに対する声かけなど事案、通り魔などの「犯罪発生情報」と被害を防止するための「防犯対策情報」を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス

**⑤ パンフレットや啓発チラシなどを活用した注意喚起**

街頭犯罪の発生状況に対応したパンフレットや啓発チラシなどを、防犯協議会、警察とともに作成し、注意を呼びかけます。

**⑥ イベントでの啓発**

春・秋の地域安全運動期間中に、「八尾市民大会」を開催し、広く市民に防犯に対する啓発を行います。また、市・関係団体主催の行事や地域の催しにおいても、警察と連携し啓発物品やチラシなどを活用して、犯罪の手口や件数の推移を説明することにより防犯意識の高揚を図ります。

**⑦ 市の行事などでの犯罪の防止**

市が実施する行事などにおいて、犯罪となる行為が行われることのないよう、警察と連携し、警備を行います。

## 2. 市民等の取り組み

八尾市地域安全条例では、市民の役割として「自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して地域安全の推進のために必要な活動を行い、市が実施する地域安全に関する施策に協力するように努める」と定めています。

市民等は、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現をめざして、「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えを持つことが重要です。また、地域において、市民および町会（自治会）、防犯ボランティア団体などが連携を深め、啓発活動を行うとともに、市民一人ひとりが、幅広い知識を持ち、地域ぐるみの活動に活かすことが必要です。

以下に、現在進めている具体的な対策の取り組み事例をまとめます。今後必要となる対策については、引き続き、市、警察、地域、関係団体が協議を重ねながら具体的な取り組みを進めていきます。

### （１）身のまわりの安全対策

#### 【主な取り組み例】

- ① 施錠の徹底、補助錠・センサーライト・防犯カメラの設置
- ② 住宅周辺の見通しの確保
- ③ 一戸一灯運動（門灯、玄関灯の終夜点灯）への協力
- ④ 「安まちメール」への登録
- ⑤ 子どもの登下校時などに合わせた犬の散歩やジョギングなどの実施
- ⑥ 犯罪にあったとき、またはあいそうになったときの警察および市へのすみやかな情報提供

### （２）地域、関係団体における安全対策

#### 【主な取り組み例】

- ① 「こども110番の家」への協力
- ② 地域の危険箇所の把握
- ③ 美化活動の実施
- ④ 啓発物品の配布・掲示
- ⑤ 広報紙による啓発
- ⑥ 声かけ運動などの子どもの見守り活動
- ⑦ 町会（自治会）などの防犯ボランティアによるパトロール
- ⑧ 青色回転灯付パトロール車による巡回
- ⑨ 歳末警戒パトロールの実施
- ⑩ 犯罪における弱者への家庭や近隣での見守り活動
- ⑪ それぞれの団体によるキャンペーンや講演会の実施

### (3) 防犯灯の整備

#### 【主な取り組み例】

- ① 町会（自治会）での計画的な設置
- ② 定期的な点検と維持管理

### (4) 防犯教室、キャンペーンなどへの参加

#### 【主な取り組み例】

- ① 市、警察、関係団体などが行うキャンペーン、防犯教室などへの参加・協力
- ② 防犯講演会などで習得した知識をそれぞれの地域に還元することによる、防犯知識と意識の普及



### 3. 事業者の取り組み

八尾市地域安全条例では、事業者の役割として「その事業活動に関して地域安全の推進のために必要な措置を講じ、地域安全の確保に貢献するとともに、その所有又は管理に係る土地及び建物その他の工作物を適正に管理し、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする」と定めています。

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に向け、必要な措置を講じるとともに、地域住民と連携・協力して地域の防犯活動に取り組むことが重要です。

また、防犯施策などの円滑な推進のために、市、市民および関係機関などと連携して活動することが必要です。

以下に、現在進めている具体的な対策の取り組み事例をまとめます。今後必要となる対策については、引き続き、市、警察、地域、関係団体が協議を重ねながら具体的な取り組みを進めていきます。

#### (1) 施設における安全対策

##### 【主な取り組み例】

- ① 施錠の徹底
- ② 補助錠や強化ガラスの設置
- ③ 敷地内照明の整備および夜間点灯
- ④ 施設周辺の見通しの確保
- ⑤ 警備の強化
- ⑥ 防犯カメラ、センサーライトなどセキュリティ装置の設置
- ⑦ 特殊詐欺被害防止マイスター<sup>※</sup>の配置

※特殊詐欺被害防止マイスター：警察署主催の防犯講習会に参加した金融機関の職員を、「特殊詐欺被害防止マイスター」として認定している

#### (2) 従業員への啓発

##### 【主な取り組み例】

- ① 防犯教室などの開催
- ② 防犯マニュアルなどの作成
- ③ 市、警察、関係団体などが行うキャンペーン、防犯教室などへの参加および協力
- ④ 自動車などによる啓発活動の推進

#### (3) 地域の一員としての取り組み

##### 【主な取り組み例】

- ① 地域の防犯ボランティア団体などとの連携
- ② 「こども110番の店」への協力
- ③ 青少年の健全育成のための取り組みへの協力

## 第7章 計画の推進体制

### 1. 全市的な推進体制

全市的な推進体制として、八尾市地域安全条例を効果的に運用するために設置している「八尾市地域安全推進会議」において、市、警察、地域、事業者、関係機関、関係団体が連携を図り、この計画の基本目標である「安全で安心して生活することができる地域社会の実現」に向けた、地域安全の推進に関する協議を行います。

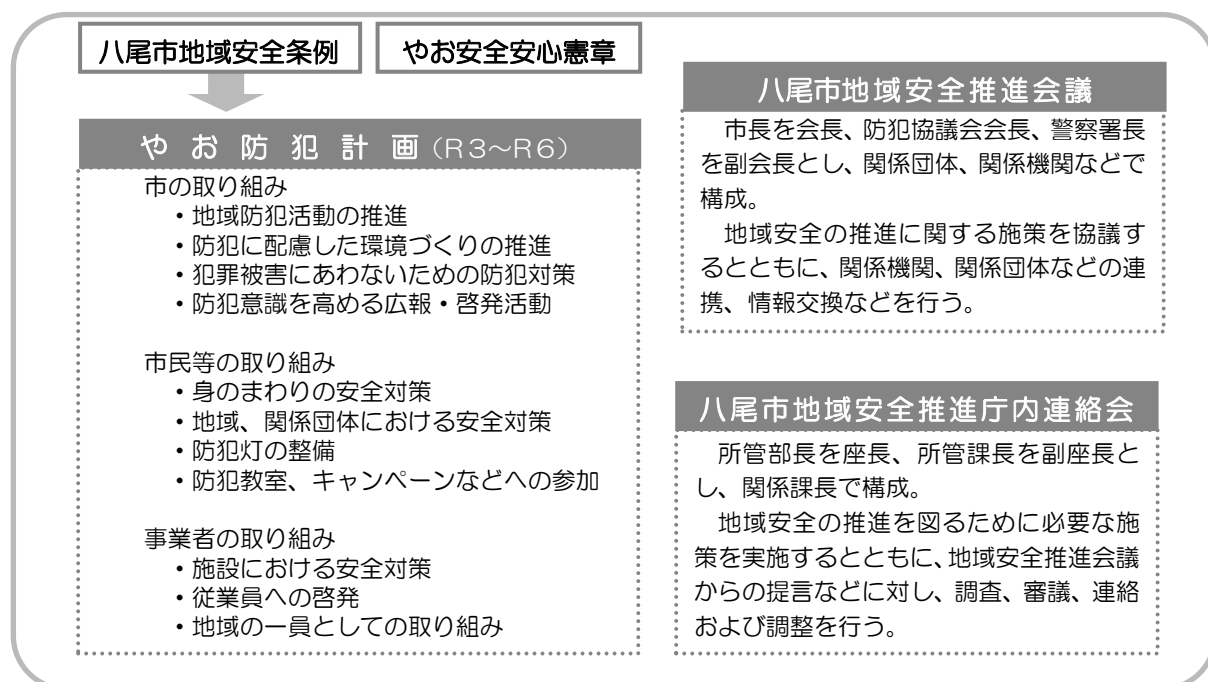
### 2. 地域における推進体制

地域における推進体制として、「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域での防犯活動をさらに効果的なものにするため、防犯委員（自治振興委員）をはじめ、市、警察、学校、事業者、関係機関、関係団体が連携して活動を推進します。

### 3. 庁内の推進体制

庁内の推進体制として、地域安全の推進を図るための必要な施策を実施するために設置している「八尾市地域安全推進庁内連絡会」において、八尾市地域安全推進会議からの提言に対する調査、審議を行うとともに、市が行う具体的な取り組みや進捗状況についての連絡・調整を行います。

また、緊急事案発生時および地域からの防犯に関する要望などに対しては、庁内関係課および警察などが協議する場を設け対応に努めます。



## おわりに

この計画では、市・警察・市民・事業者などが、安全で安心して暮らせるまちづくりのためにどのような自主的な活動ができるのかを、それぞれの立場から実施すべき取り組みをまとめました。

冒頭に触れましたように街頭犯罪は近年減少傾向にありますが、女性や子どもを狙った性犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺が大阪重点犯罪に指定されているように、社会的に弱い立場におかれた方々が犯罪者に狙われる被害が多発しています。

こうした状況の改善はもとより、この計画で掲げた『安全で安心して生活することのできる地域社会の実現』は、この計画に基づく取り組みをいかに着実に進めていくかにかかっています。

そのためには、市民の皆様をはじめ、関係機関、関係団体などとの連携が必須条件ですが、その前提となります確実な情報収集と分析、関係機関などとの共有を図り、市民生活に直結する情報は速やかに発信していく必要があります。「今、何が起きているのか」、その確度を吟味し、迅速に関係機関、関係団体と情報共有することにより、関係機関、関係団体との連携（分担、支援など）を最大限に発揮し、地域の力を高めていきます。

安全で安心な八尾市をともに築いていくため、引き続き、皆様のなご一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



# 【資料】

## ＜八尾市地域安全条例＞

平成 14 年 12 月 20 日

八尾市条例第 36 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地域における犯罪、事故等の発生を防止するため、市、市民及び事業者が、人権擁護に配慮しつつ、果たすべき役割等を明らかにするとともに、安全意識の高揚と地域安全の推進に関して基本となる事項を定めることにより、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、地域安全の推進を図るため、広報、啓発、環境整備及び計画策定等の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者並びに国、他の地方公共団体その他の関係機関及び関係団体と連携を図るとともに、児童、障害者、高齢者その他援護を必要とする者の安全に特に留意するものとする。

3 市は、地域安全の推進に寄与すると認められる活動を行おうとする市民及び事業者に対し、適当と認められる範囲において、指導、支援、情報提供等を行うことができる。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して地域安全の推進のために必要な活動を行い、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 事業者は、その事業活動に関して地域安全の推進のために必要な措置を講じ、地域安全の確保に貢献するとともに、その所有又は管理に係る土地及び建物その他の工作物を適正に管理し、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域安全モデル地区)

第 5 条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市域内に地域安全モデル地区を指定することができる。

(推進組織)

第 6 条 市長は、この条例を効果的に運用するため、推進組織を置くことができる。

(安全を考える日)

第 7 条 市、市民及び事業者の安全意識の高揚を図るため、市に安全を考える日を定める。

2 安全を考える日は、10 月 1 日とする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

## ＜八尾市地域安全推進会議＞

八尾市地域安全条例（平成 14 年八尾市条例第 36 号）第 6 条の規定に基づき、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現のため、平成 15（2003）年 4 月 1 日に八尾市地域安全推進会議を設置しました。

市長を会長、防犯協議会会長、警察署長を副会長とし、関係団体、関係機関および地域代表などで構成しています。

地域安全の推進に関する施策を協議するとともに、関係機関、関係団体などの連携、情報交換などを行っています。

### 組織構成

会 長	八尾市長
副会長	八尾警察署長
	八尾防犯協議会会長
委 員	八尾市自治振興委員会代表
	八尾市女性団体連合会代表
	八尾市高齢クラブ連合会代表
	八尾市障害者団体連合会代表
	八尾市青少年育成連絡協議会代表
	八尾地区保護司会代表
	八尾地区更生保護女性会代表
	八尾市 P T A 協議会代表
	八尾市民生委員児童委員協議会代表
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会代表
	八尾市人権啓発推進協議会代表
	八尾市消費問題研究会代表
	八尾事業所防犯協会代表
	八尾少年補導員連絡会代表
	八尾商工会議所代表
	八尾土木事務所長
八尾市消防団長	
地域代表	

## ＜やお安全安心憲章＞

市では、平成 17（2005）年 10 月に、「やお安全安心憲章」を制定しました。

平成 15（2003）年に施行された八尾市地域安全条例の目的を、より多くの市民に周知するとともに、安全・安心に関する活動において、市民が取り組むべきことがらを多面的に示しながら、身近でわかりやすく、世代を超えた共通認識として次世代に継承できる内容となっています。

また、憲章は、市政だより・ホームページへの掲載、FMちゃおでの放送、チラシの配布などによるPRを行うとともに、憲章旗などを作成し、関係会議・各種啓発事業で唱和することなどにより広く周知しています。

### やお安全安心憲章

八尾市は、中世において自治都市「寺内(じない)町(ちょう)」として栄えるなど、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。

わたくしたちは、このまちの豊かな資源を自然災害や犯罪などがもたらす被害から守り、自立と助け合いの精神のもと、だれもが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、ここに憲章を定めます。

1. 市民一人ひとりが防災・防犯意識を高めましょう。
1. ひとを思いやるやさしさを持ち、共に助け合う地域をつくりましょう。
1. 豊かな地域活動をはぐくみ災害や犯罪に強いまちづくりを進めましょう。
1. 未来を担(にな)う子どもたちを犯罪から守りましょう。
1. 社会のルールを守り、地域の和を尊重しましょう。

平成 17 年 10 月 1 日

八 尾 市



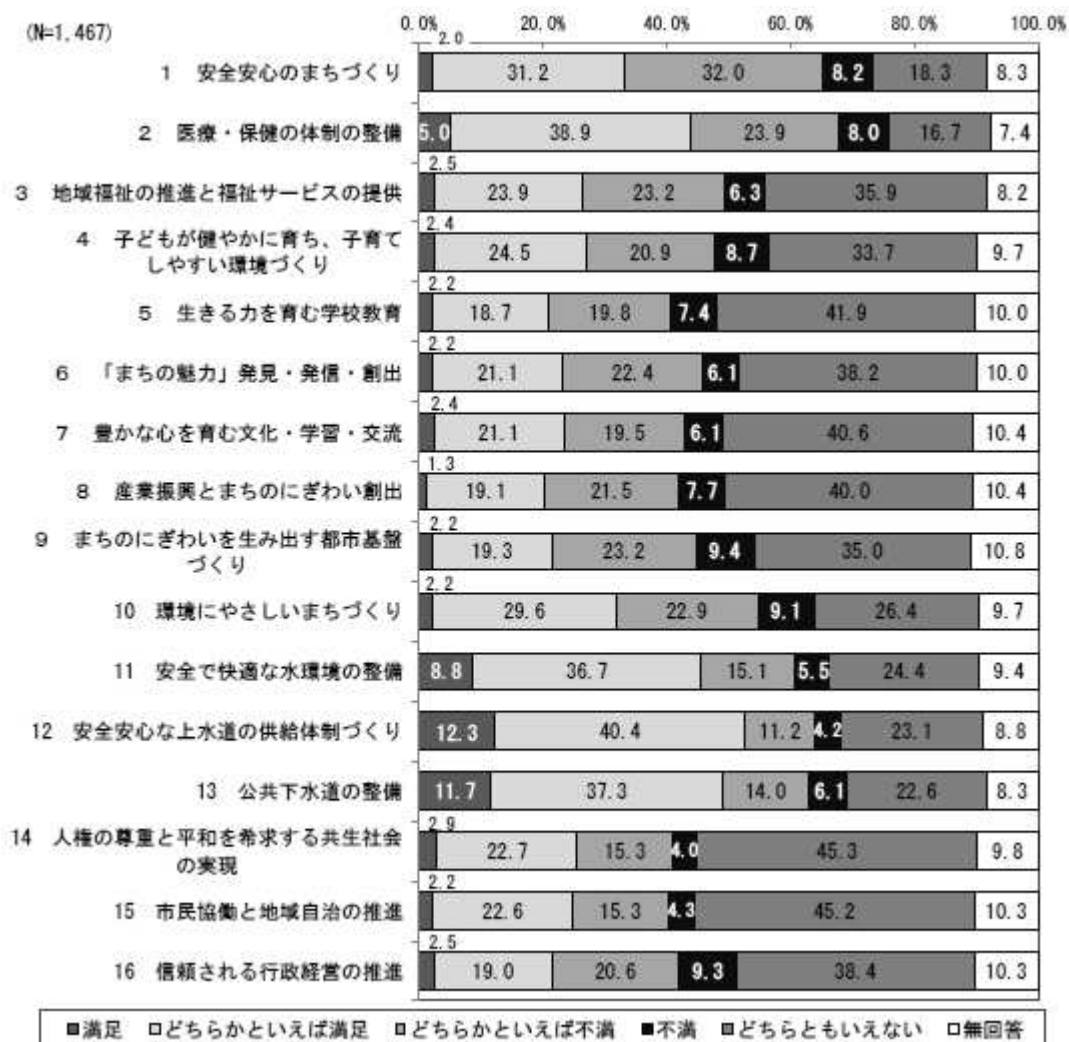
## <市民意識調査>

### (1) 令和元（2019）年度八尾市民意識調査の結果

#### ① 八尾市のまちづくりの現在の満足度

八尾市総合計画に定められた16政策について、現在の満足度をみると、“満足という意見”（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）で最も多いのは、「12 安全安心な上水道の供給体制づくり」が52.7%と最も多く、次いで「13 公共下水道の整備」（49.0%）、  
「11 安全で快適な水環境の整備」（45.5%）となっています。一方、“不満という意見”（「不満」と「どちらかといえば不満」の合計）は「1 安全安心のまちづくり」が40.2%と最も多く、次いで「9 まちのにぎわいを生み出す都市基盤づくり」（32.6%）、「10 環境にやさしいまちづくり」（32.0%）となっています。

図 八尾市のまちづくりの現在の満足度

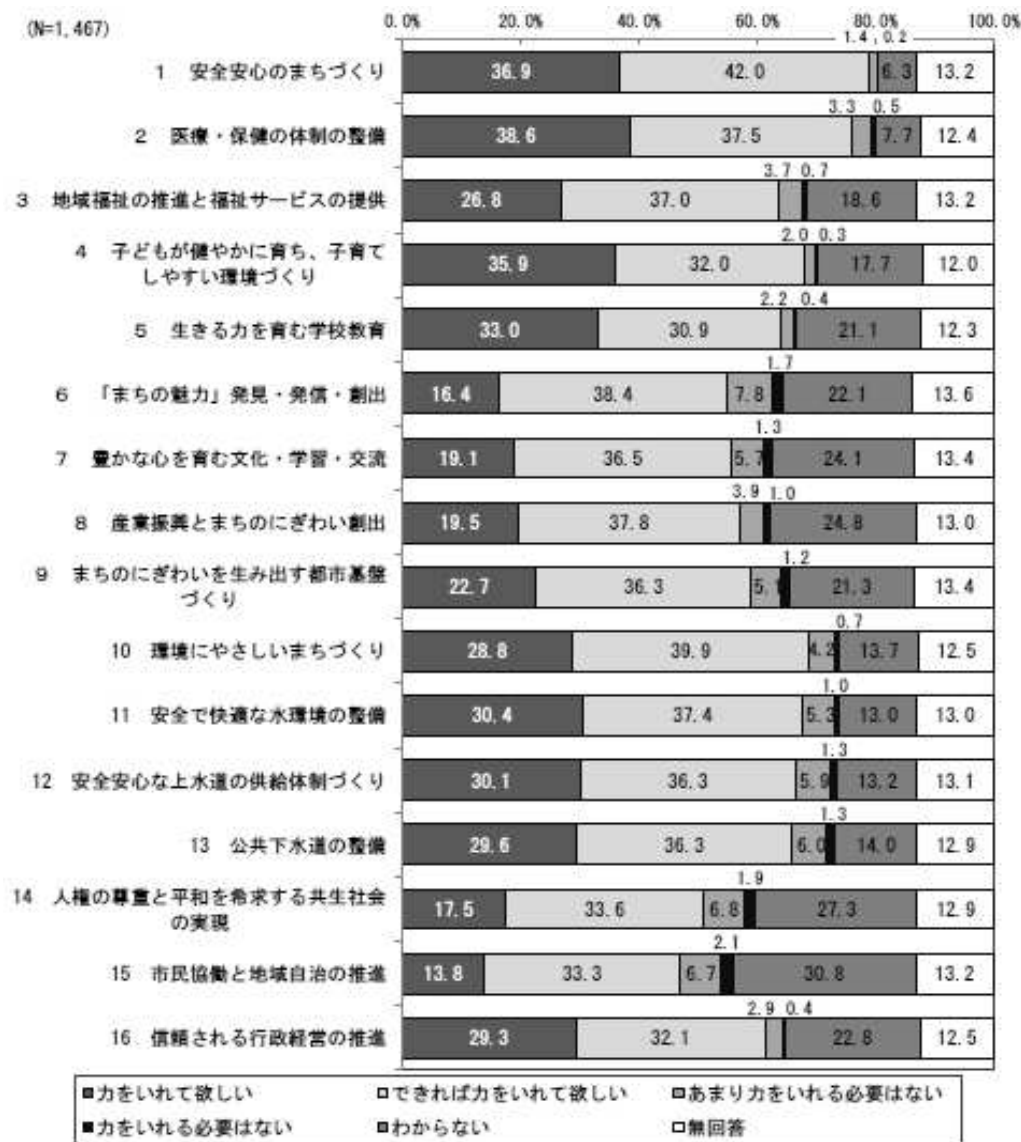


② 八尾市のまちづくりのさらなるニーズ

さらに充実すべきというニーズをみると、“力をいれて欲しいという意見”（「力をいれて欲しい」と「できれば力をいれて欲しい」の合計）は、「1 安全安心のまちづくり」（78.9%）、「2 医療・保健の体制の整備」（76.1%）が8割近くとなっています。

**安全・安心のまちづくりが強く求められています。**

図 八尾市のまちづくりのさらなるニーズ



※市民意識調査（令和2（2020）年3月：令和元年度 八尾市民意識調査報告書より）



第3次 やお防犯計画

～安全で安心して生活することのできる地域社会の実現～

令和3（2021）年3月発行

編集・発行 八尾市 危機管理課

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

TEL 072-924-3817

FAX 072-924-3968

E-mail [kikikanri@city.yao.osaka.jp](mailto:kikikanri@city.yao.osaka.jp)

刊行物番号 R 2 -270